

天龍村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月



天 龍 村

目次

第1 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2

第2 天龍村について

1 概況	3
2 沿革	3

第3 本村を取り巻く社会的状況

1 総人口の推移	5
(1) 総人口と将来設計	5
(2) 将来の年齢別人口割合	6
(3) 人口ピラミッド	7
2 将来人口推計	9
(1) 社人研推計と日本創成会議推計との総人口比較	9
(2) 人口減少段階の分析	10
(3) 将来人口に及ぼす自然動態・社会動態要素の分析	11
3 将来人口を実現するために	13
4 財政状況	14
5 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	16

第4 公共施設の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	17
(1) 公共建造物の保有状況	17
(2) 築年別整備状況	18
(3) 耐震化実施状況	19
2 インフラ施設の状況	20
3 将來の更新費用の推計	24
(1) 試算の方法	24
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	25
(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計	26
(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計	27
(5) 人口減少による将来負担コスト増	30

第5 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	32
1 計画期間	32
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	32
3 現状や課題に関する基本認識	33
4 公共施設管理の数値目標	33
5 公共施設の管理に関する基本的な考え方	35
(1) 点検・診断等の実施方針	35
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	35
(3) 安全確保の実施方針	35
(4) 耐震化の実施方針	35
(5) 長寿命化の実施方針	35
(6) 統合や廃止の推進方針	36
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	36
6 フォローアップの実施方針	37
第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38
1 主な施設類型ごとの方向性	39
(1) 文化系施設	39
(2) スポーツ・レクリエーション系施設	40
(3) 産業系施設	41
(4) 学校教育系施設、子育て支援施設	42
(5) 保健・福祉施設、医療施設	43
(6) 行政系施設	44
(7) 村営住宅	45
(8) その他（公園施設・供給処理施設含む）	46
(9) インフラ施設	47

第1 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

本村では、各種利用需要に対応するため公共施設やインフラ施設の整備が行われてきました。しかし現在、人口の変化や高齢化社会の進行により、公共施設の在り方やニーズが変化してくることが予測され、公共施設等のあり方を見直すことが必要になっています。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来一斉に改修・更新時期を迎える、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込まれます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

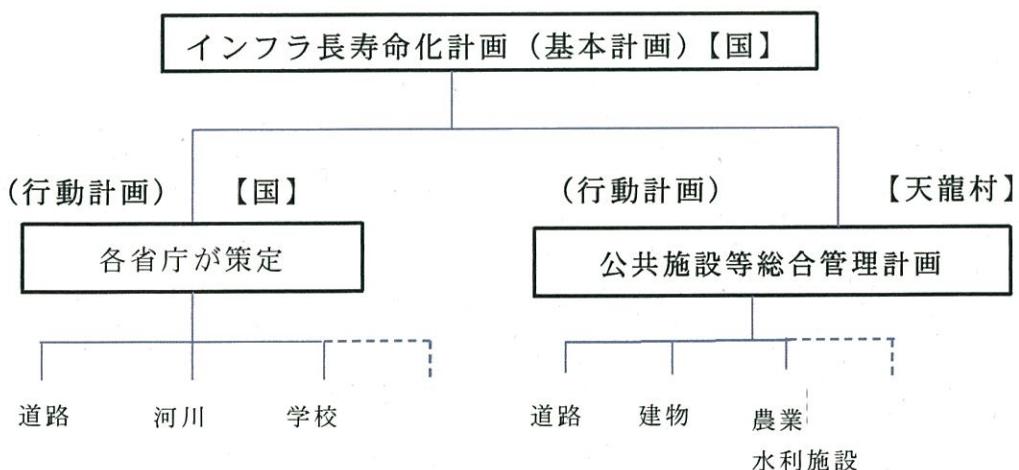
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や廃止・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設の全序的、総合的な管理を推進するため、天龍村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設の機能を安全で快適に利用できる状態で維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

図表1-1 本計画の位置づけ



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する学校・村営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上水道、下水道、農林道、農業水利施設等のインフラ施設を対象とします。

第2 天龍村について

1 概 情

本村は長野県の最南端、愛知・静岡両県に隣接し、東西 11.4 km、南北 9.9 km の不整形をなし、総面積 109.44 km²、その約 94% は山岳重畠、起伏のはげしい林野であり、村のほぼ中央を流れる天竜川とこれに注ぐ各支流沿いの両岸と山腹の一部にわずかに耕地が存在する純山村を呈しています。

地勢は、中央構造線の西側、中部山岳地帯の南端に位置し、本村最高峰の熊伏山(1,653.3m)、観音山(1,418.2m)、地蔵峠(1,196.6m)、そして遠山川、小河内川、早木戸川、虫川が深いV字渓谷をきざみ、海拔 280~1,000m の山ふところに集落が点在しています。

気候は、周囲を 1,000m 級の山脈と起伏の多い急傾斜地に囲まれているため、寒暖差の著しい内陸性を呈していますが、年平均気温 13.0℃、年間降雨量約 2,000 mm と高温多湿の気候で、シユロ、ゆず、カシ等暖帶性の植生が特徴的で県下では最も温暖な地帯です。

2 沿革

本村には縄文中期以降の出土品を数多くみることができます。文献では文和元年(1352年)に武士の土着が明記され、中世の出城跡、神社も伝承されています。近世では江戸幕府の天領として天竜川を利用した材木運搬の要衝としてその役割を担っていました。

旧平岡村は、徳川時代遠州中泉氏の支配下にあり、幕末には駿府の代官飯島役所の所轄でした。明治 4 年の廃藩置県当時は満島村、鶯巣村、長沼松島村と呼ばれ、遠山 10 か村の連合体を組織していました。翌 8 年満島村は鶯巣村と合併し平岡村となり、長沼松島村は神原村となりました。明治 16 年長沼松島村は神原村より分離して長島村となり、明治 22 年平岡村と長島村が合併して平岡村となりました。

旧神原村も天領地で、明治 4 年の廃藩置県当時は長沼松島村、福島村、坂部村、向方村の小さな村から始まり、遠山 10 か村の連合体の一部でした。明治 5 年遠山 10 か村の連合体より分離し、長沼松島村、福島村、坂部村、向方村が合併して神原村となりましたが、明治 16 年長沼松島村は神原村より分離して長島村となりました。翌 18 年神原村は旦開村、和合村、壳木村と連合体を組織しましたが、明治 21 年の町村制施行に際し、その連合体から分離しています。昭和 27 年町村合併促進法が公布され、その頃から県の広報活動等による合併の勧奨が盛んに行われるようになりました。昭和 31 年 2 月 9 日長野県知事より平岡村、神原村の村長、議長宛てに町村合併の勧奨があり、昭和 31 年 9 月 30 日天竜村が誕生し、今日に至っています。

明治末から大正初期にかけて旧王子製紙が遠山川流域を大規模に伐採したことにより域内の木材活況期を迎え、人口も 4,000 人台を数えていました。人と山との深いかかわりの経済的側面を物量的に例証した一時期で、他地域から流入した山林労務者等がこの地域に定着し、その後、昭和 12 年三信鉄道(現: JR 飯田線)の開通を迎え、これに伴う工事従事者の流入等で昭和 10 年には 6,199 人となっていました。

第二次大戦後当時は、日本最大規模の平岡ダム工事により昭和 25 年には 8,337 人を擁するに至りました。昭和 31 年の合併時には平岡ダム工事の終息により、6,452 人に減少（社会的減）しました。その後の高度経済成長時代に伴い若年層の都市部への流出が始まり、以来深刻な過疎の状況が続いています。

第3 本村を取り巻く社会的状況

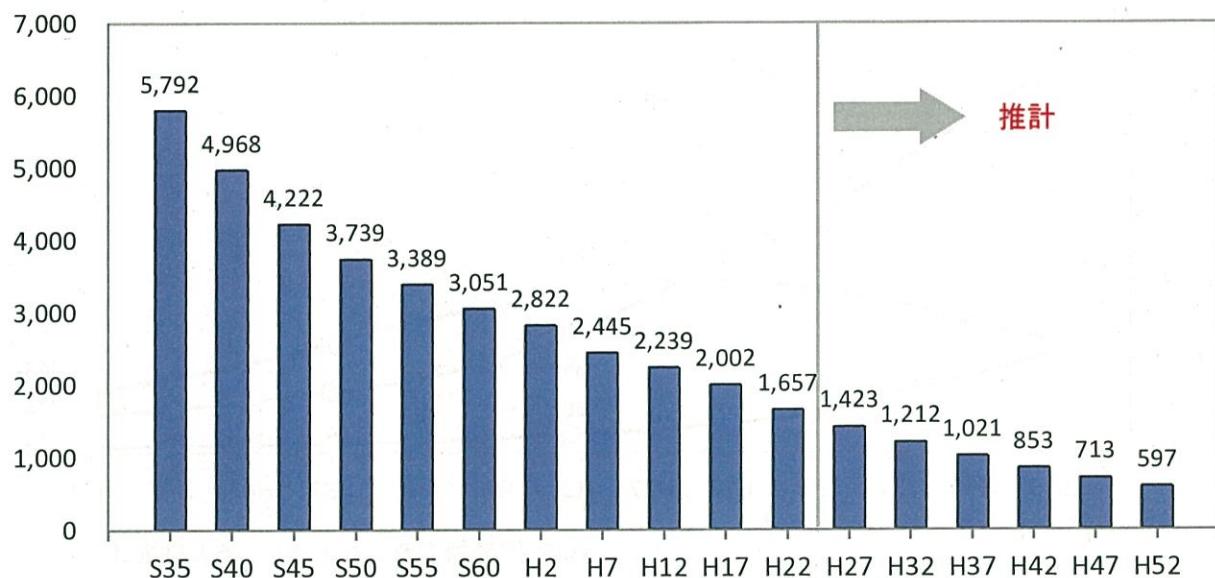
1 総人口の推移

(1) 総人口と将来推計

昭和 31 年に平岡村と神原村が合併し現在の天龍村が発足して以来、人口が減少し続けており著しく過疎が進んでいます。昭和 35 年には 5,792 人だった人口も、平成 22 年には 1,657 人になっています。今後も減少は進み、平成 42 年には 1,000 人を切るとされています。

<図 2-1 総人口の推移>

(人)



資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)による人口推計

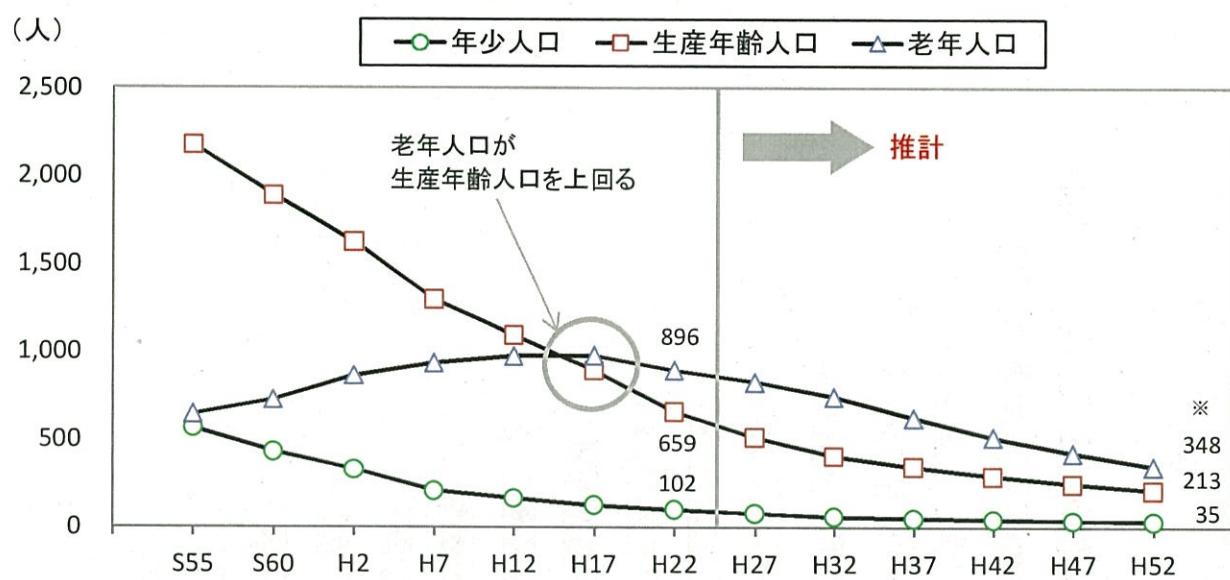
(2) 将來の年齢別人口割合

「年少人口」(0-14歳)は、平成22年には102人と一貫して減少傾向にあり、平成27年以降も緩やかながらも着実に減少し続けると見込まれます。

「生産年齢人口」(15-64歳)は、昭和55年以降ほぼ同様の減少率で減少を続け、平成27年以降は減少速度が緩やかになるものの、低い人口で推移すると見込まれます。

「老人人口」(65歳以上)は平均寿命の上昇や、団塊の世代の加齢により増加を続け、平成17年ごろにピークを迎え、生産年齢人口の数を上回りました。しかし、老人人口も平成22年以降は減少に転じており、この傾向は平成52年まで継続すると見込まれます。

<図2-2 年齢3区分別人口の推移>



資料：国勢調査及び社人研による人口推計

* 小数点以下を四捨五入しているため合計値に誤差が生じることがあります。

<表2-1 年齢3区分別人口割合の推移>

	S55 *	S60 *	H2	H7	H12	H17	H22 *
年少人口	16.7	14.2	11.7	8.6	7.4	6.4	6.2
生産年齢人口	64.2	62.0	57.7	53.1	49.0	44.7	39.8
老人人口	19.0	23.9	30.6	38.3	43.6	48.9	54.1
	H27 *	H32	H37	H42	H47 *	H52 *	
年少人口	5.7	5.1	5.1	5.4	5.6	5.9	
生産年齢人口	36.1	33.5	33.8	34.5	35.0	35.8	
老人人口	58.3	61.4	61.1	60.1	59.3	58.4	

(%)

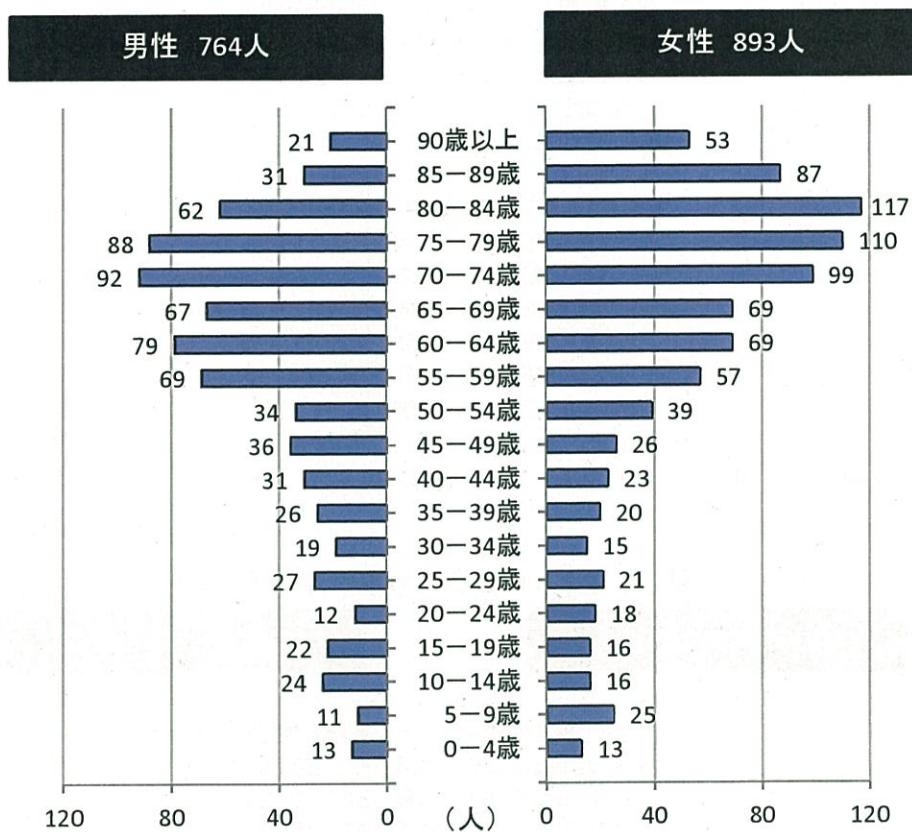
資料：国勢調査及び社人研による人口推計

* 小数点第二位を四捨五入しているため合計値が100%にならないことがあります。

(3) 人口ピラミッド

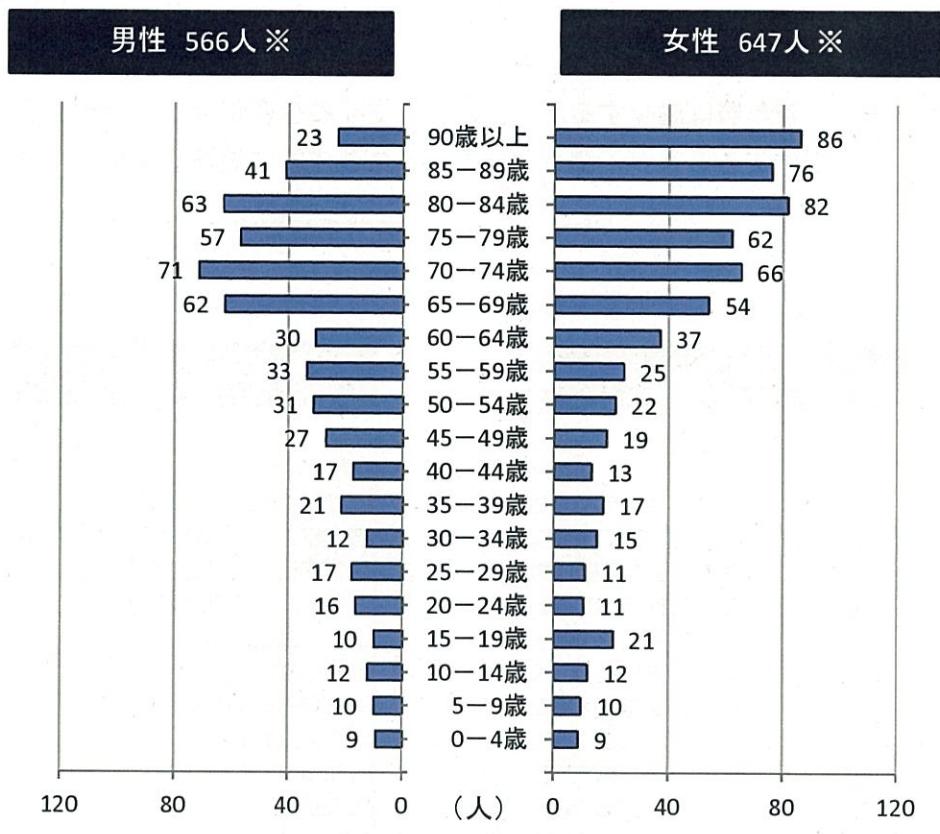
平成 22 年から平成 52 年の人口ピラミッドをみると、ピラミッドの形が釣鐘型からつぼ型に変形し、さらには後期高齢者の割合が極めて高い状態になることが予測されます。老人人口が増加する一方で、若年層は減少するため、社会を支える生産年齢人口と年少人口、老人人口との比率が大きく変化することが予測されます。また全体的に規模が縮小しているのがわかります。

<図 2-3① 人口ピラミッド：平成 22 年>



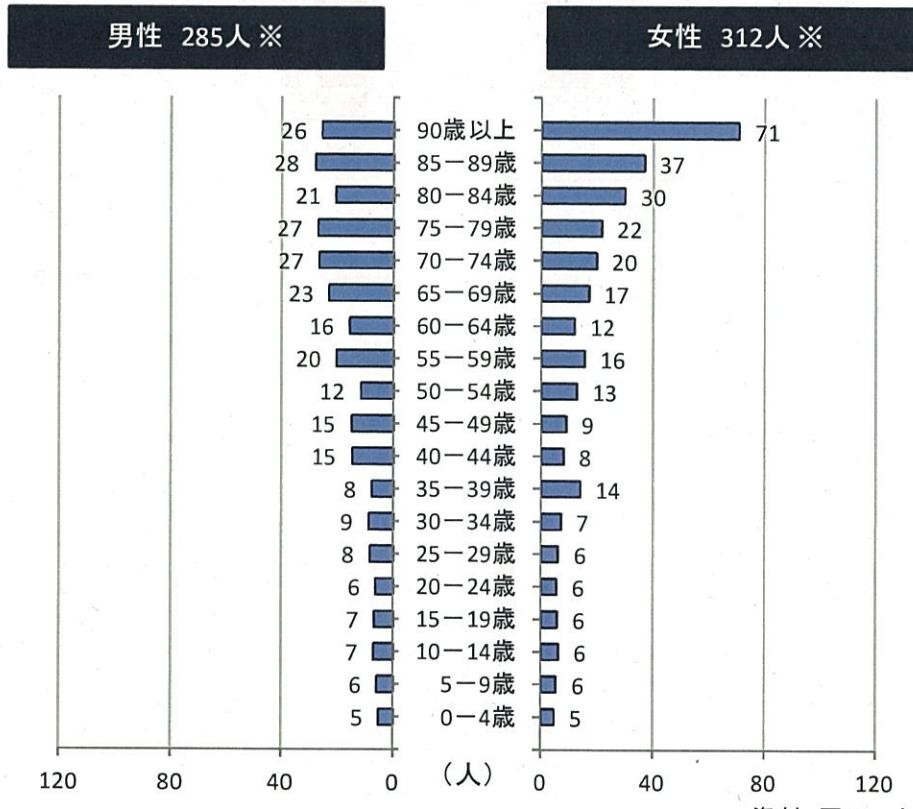
資料：国勢調査

<図 2-3② 人口ピラミッド：平成 32 年>



資料：国ワークシート

<図 2-3③ 人口ピラミッド：平成 52 年>



資料：国ワークシート

* 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

2 将来人口推計

長期的な人口展望を示した国の中长期ビジョンに従い、社人研の「日本の地域別将来人口推計（平成 25 年 3 月推計）」、日本創成会議による地域別将来人口推計による独自の将来人口推計を行います。

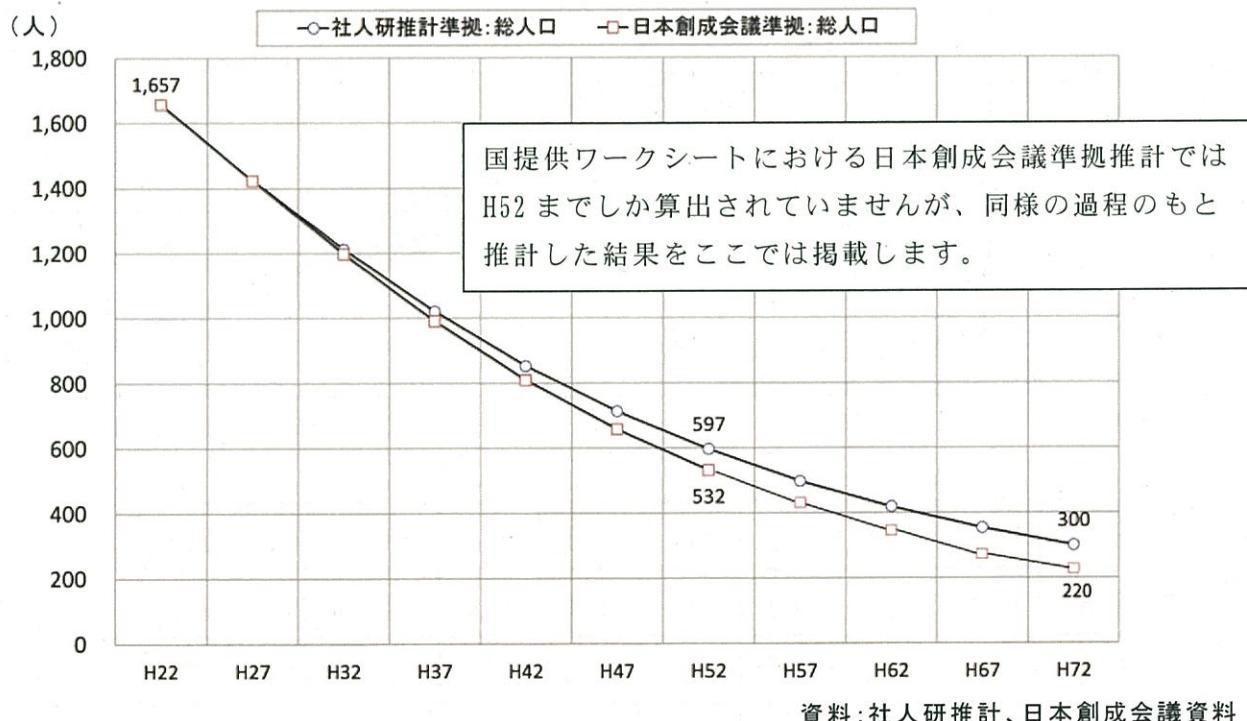
（1）社人研推計と日本創成会議推計との総人口の比較

社人研と日本創成会議の主な推計内容は以下のとおりです。

現在の減少傾向が続くとすると平成 52 年には社人研推計、日本創成会議推計ともに 500 人台になるという厳しい結果となっています。

区分	合計特殊出生率	移動率
社人研	過去のデータをもとに仮定 H27：1.64 程度 H32：1.60 程度 H37 以降：1.57 程度	H17～H22 の国勢調査に基づいて算出された移動率が、H27～H32 までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後は H47～H52 まで一定と仮定（地方から都市圏への人口移動がある程度縮小すると仮定）。
日本創成会議	社人研と同様	社人研推計の H22～H27 の推計値について、移動率が縮小せずに概ね同水準で推移すると仮定（地方から都市圏への人口移動が縮小しないと仮定）。

<図 3-1 総人口推計の比較>



(2) 人口減少段階の分析

「人口減少段階」は、一般的に次の3つの段階を経て進行するとされています。

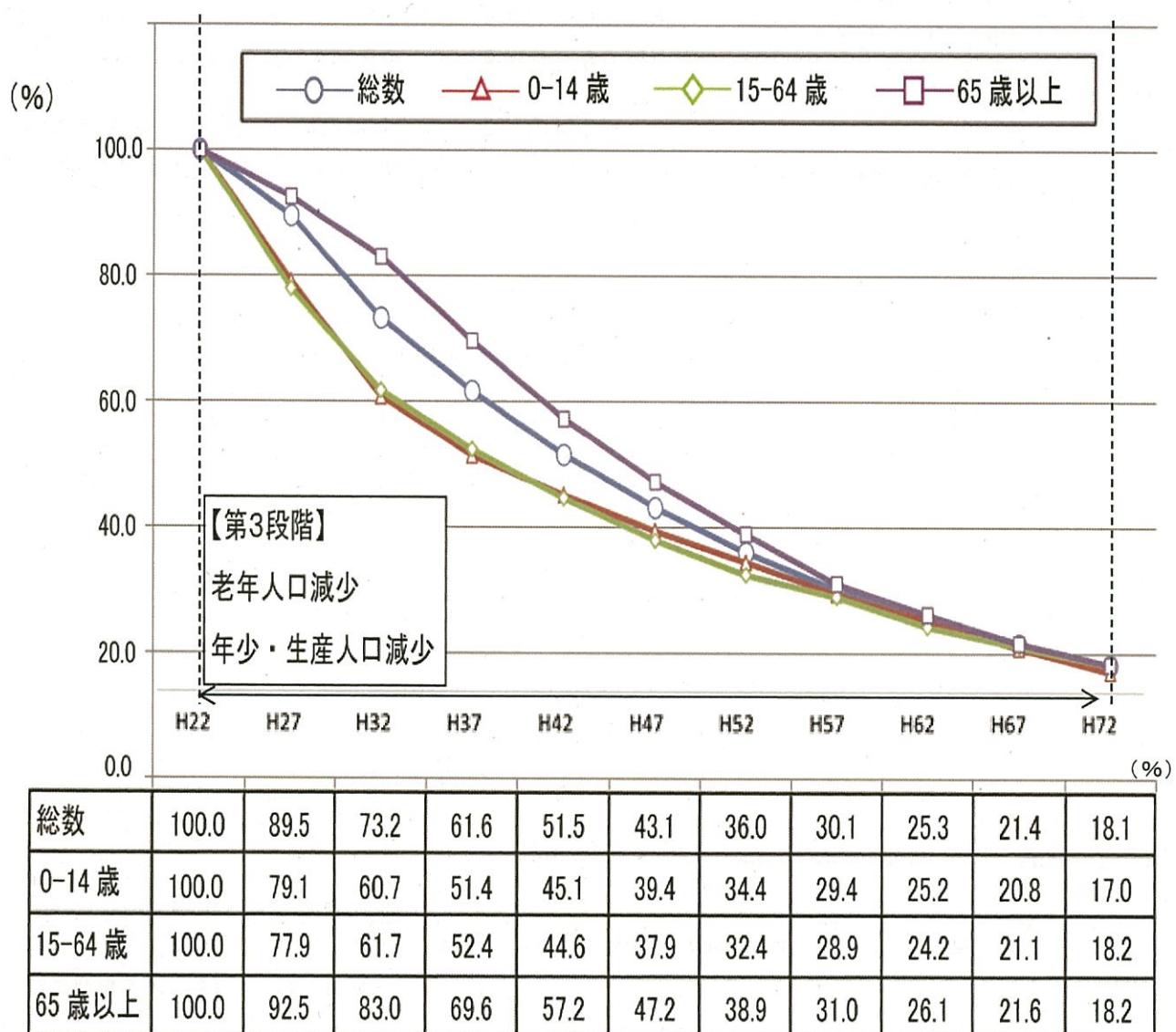
第1段階：老人人口の増加

第2段階：老人人口の維持・微減

第3段階：老人人口の減少

日本全体が平成52年に第2段階に突入するとされているのに対し、本村はすでに第3段階に突入し、平成57年以降はいずれの年齢区分においても、ほぼ同率の減少割合で推移していくと見込まれます。

<図3-2 人口の減少段階（平成22年比指数）>



資料：社人研推計、日本創成会議資料

(3) 将来人口に及ぼす自然動態・社会動態要素の分析

①自然増減、社会増減の影響度の分析（社人研推計ベース）

将来人口推計における本村の自然動態・社会動態の影響度を相対的に判定するため、全国一律に比較が可能な国作成ワークシートの結果を参考すると、本村の自然増減の影響度が「3：105-110%」、社会増減の影響度が「4：120-130%」であり、全国の他市町村と比べて、社会増減の影響は非常に大きく、自然増減も大きな影響があると伺えます。今後、転出抑制はもとより、積極的な転入施策に取り組むとともに、合計特殊出生率の向上に努めることが人口減少に歯止めをかける上で効果的であると考えられます。

<表 3-1 自然増減、社会増減の影響度>

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	社人研推計の平成 52 年推計人口 = 597 (人) 社人研推計準拠で合計特殊出生率が平成 42 年までに人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）である 2.1 に上昇 = 632 (人) ⇒ 632 (人) / 597 (人) = 106.0%	3
社会増減の影響度	社人研推計準拠で合計特殊出生率が平成 42 年までに人口置換水準の 2.1 に上昇し、かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）= 777 (人) 社人研推計準拠で合計特殊出生率が平成 42 年までに 2.1 に上昇 = 632 (人) ⇒ 777 (人) / 632 (人) = 122.9%	4

「自然増減の影響度」

- ・(シミュレーション 1 の平成 52 年の総人口 / 社人研推計の平成 52 年の総人口) の数値に応じて、以下の 5 段階に国が整理したものを本村においても適用。
 「1」 = 100%未満、「2」 = 100-105%、「3」 = 105-110%、
 「4」 = 110-115%、「5」 = 115%以上の増加

「社会増減の影響度」

- ・(シミュレーション 2 の平成 52 年の総人口 / シミュレーション 1 の平成 52 年の総人口) の数値に応じて、以下の 5 段階に国が整理したものを本村においても適用
 「1」 = 100%未満、「2」 = 100-110%、「3」 = 110-120%、
 「4」 = 120-130%、「5」 = 130%以上の増加

②シミュレーションの概要

国が示したワークシートに従い、本計画でも将来人口に及ぼす自然増減の影響と社会増減の影響を、それぞれ合計特殊出生率と純移動率の仮定を用いて影響度を分析します。

本計画では将来人口推計を以下の5つのシミュレーションに分けて分析します。

＜表3-2 総人口推計シミュレーション＞

シミュレーション①	社人研推計準拠
シミュレーション②	日本創成会議推計準拠
シミュレーション③	社人研推計を基準に、本村の出生率が長野県人口ビジョンで示された長野県民希望出生率である1.84となった場合※
シミュレーション④	シミュレーション③を基準に、年間4人（うち1人は若年女性・1人は年少人口の女性と想定）がU・Iターンした場合
シミュレーション⑤	シミュレーション③を基準に、年間8人（うち2人は若年女性・2人は年少人口の女性と想定）がU・Iターンした場合

※本村の出生率が1.84（現在の天龍村の出生率は1.52）となるための年間出生数は、約6人。

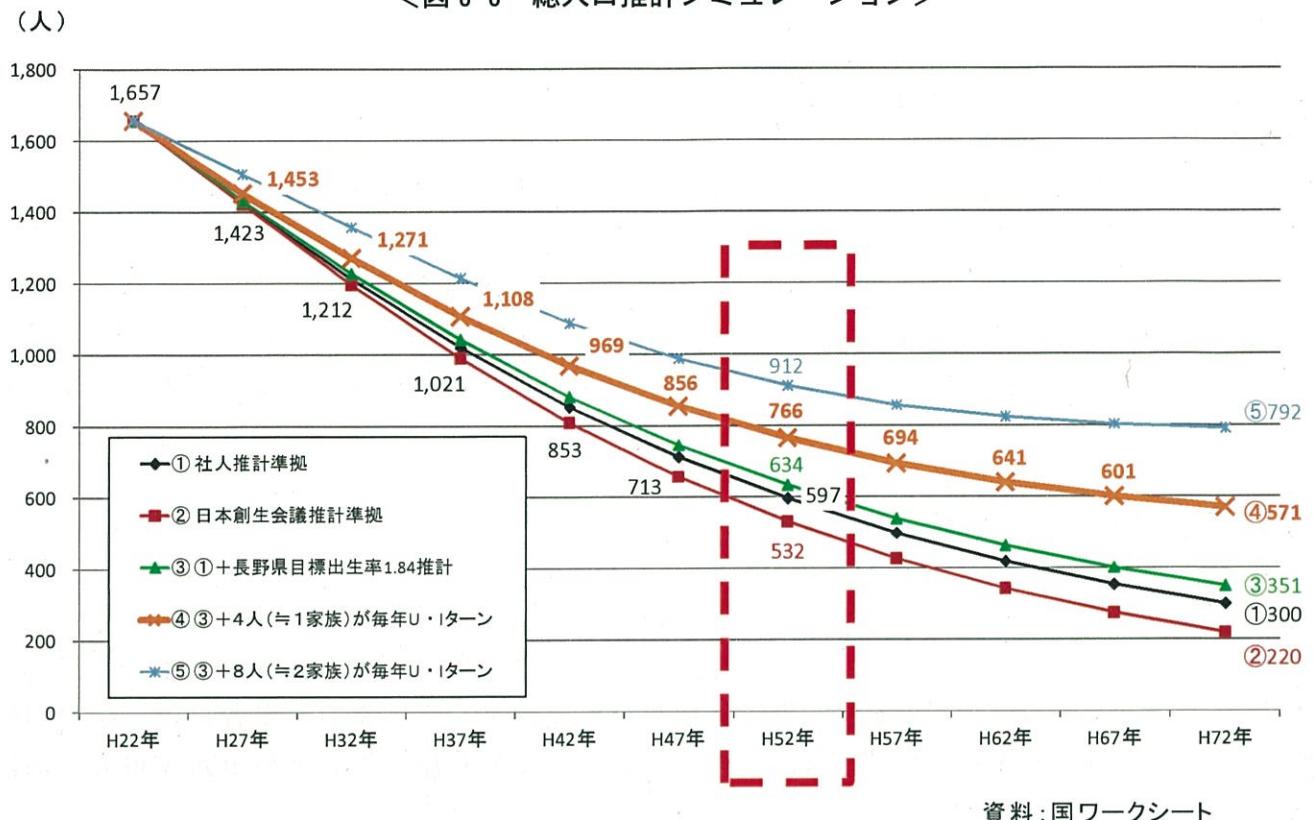
＜表3-3 総人口推計シミュレーション結果＞

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
①	1,657	1,423	1,212	1,021	853	713	597	498	419	354	300
②	1,657	1,423	1,197	991	809	658	532	427	343	275	220
③	1,657	1,431	1,228	1,043	881	746	634	540	464	402	351
④	1,657	1,453	1,271	1,108	969	856	766	694	641	601	571
⑤	1,657	1,507	1,358	1,215	1,089	988	912	857	824	803	792

(人)

本村では自然増減の影響と社会増減の影響を仮定した上記5つのシミュレーションを行った結果、長野県人口ビジョンで示された県民希望出生率1.84となった上で年間4人がU・Iターン等で本村に流入してくることをモデルとした「シミュレーション④」によると平成22年に1,657人であった人口が平成52年に766人、平成72年に571人と推計されました。シミュレーション④の結果を受け、本村では平成52年に766人以上、平成72年に571人以上の人口を維持することを目標に掲げ、各種施策に取り組みます。

<図3-3 総人口推計シミュレーション>



資料：国ワークシート

3. 将来人口を実現するために

(1) 出生数の向上

村の活性化と産業の維持を実現するためには、出生率・出生数の維持向上が求められます。出生数を維持向上することにより、人口構造の若返りが実現し、高齢者を支える現役世代の割合も減少を抑えることができます。

そこで、結婚・出産・子育てにおける切れ目のない施策を実行しながら、就労面においても安心して子育てできる支援を推進していきます。

(2) 転入者数の増加

安定した社会の構築を実現し、出生数の維持向上を果たすためにも、若年者の転入促進は最も重要な条件と考えられるため、若者や世帯を中心に施策を展開するほか、再び本村での暮らしを望む方へのサポートに努め、年間4人の転入者数増加を図ります。

広大で豊かな自然環境や歴史と伝統のある郷土文化等の彩り豊かな魅力ある地域資源を活用し、新たな可能性を生み出すことで小国寡民をともに志す転入者も現れます。さらに、自然豊かで伝統ある郷土文化を再認識し、村内外へPRすることで、住みたい村へとするための施策を推進していきます。

4. 財政状況

(1) 歳入の状況

歳入総額は概ね20億円前後で推移しており、平成26年度における歳入総額は22.6億円で、前年度と比べて6.0%増加しています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね2億円前後であるものの年々減少しており、平成26年度の村税収入は2.2億円で、歳入に占める村税の割合は9.7%となっています。

今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村民税の增收は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、平成26年度で歳入全体の50.4%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費について、人件費はほぼ横ばい、公債費は減少傾向にあるものの、社会保障関係の扶助費は増加傾向にあり、平成20年度に約0.4億円であったものが、平成26年度には約0.7億円となっており、高齢化の進展により、今後も社会保障費の増加が見込まれます。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、平成14年度以降は減少傾向にあるものの、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

(3) 歳出決算額の性質別内訳

平成26年度の歳出総額は約20.9億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は約7.1億円、普通建設事業費などの投資的経費は5.4億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、普通建設事業費が一番大きく24.5%、次いで人件費15.9%、公債費14.5%、物件費13.9%の順となっています。

(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、平成17年度から平成26年度にかけて概ね3～6億円の間で推移しています。平成26年度の投資的経費は約5.4億円で前年度と比べて約1.8億円（48.0%）増加しています。

〈表 4-1 年度別財政概要〉

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
{単位：千円}			
歳入総額 A	2,526,732	2,136,377	2,264,729
一般財源	1,821,020	1,757,923	1,663,195
国庫支出金	38,800	72,111	72,359
都道府県支出金	153,990	153,243	165,775
地方債	513,093	205,536	400,585
うち 過疎債	215,300	57,400	116,600
その他	297,793	148,136	283,985
歳出総額 B	2,479,993	2,078,893	2,086,825
義務的経費	856,769	738,543	707,832
投資的経費	690,554	361,913	535,692
うち普通建設事業	637,323	301,814	510,991
その他	932,670	978,437	843,301
うち過疎対策事業費	310,812	88,331	154,032
歳入歳出差引額 C (A-B)	46,739	57,484	177,904
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,876	16,996	82,083
実質収支 C-D	40,863	40,488	95,821
財政力指数	0.15	0.15	0.15
実質公債費比率	5.8	3.2	0.2
経常収支比率	76.0	72.9	71.6
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高 {単位：千円}	1,646,559	1,508,997	1,619,254

5 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費についてはほぼ一定で推移し、公債費は、近年減少傾向にあるものの、今後も高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

第4 公共施設の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

（1）公共建造物の保有状況

本村の公有施設の保有状況は以下の通りです。分類については、総務省より公表された、公共施設等更新費用試算ソフト（以下、「試算ソフト」といいます。）の分類表を基本に整理しています。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は 40,015.54 m²であり、その内訳は学校教育施設が 22.7%と最も多く、次いで文化系施設が 18.6%、スポーツ・レクリエーション系施設が 14.6%、保健・福祉施設が 14.1%と続き、この4分類で全体の7割を占めています。

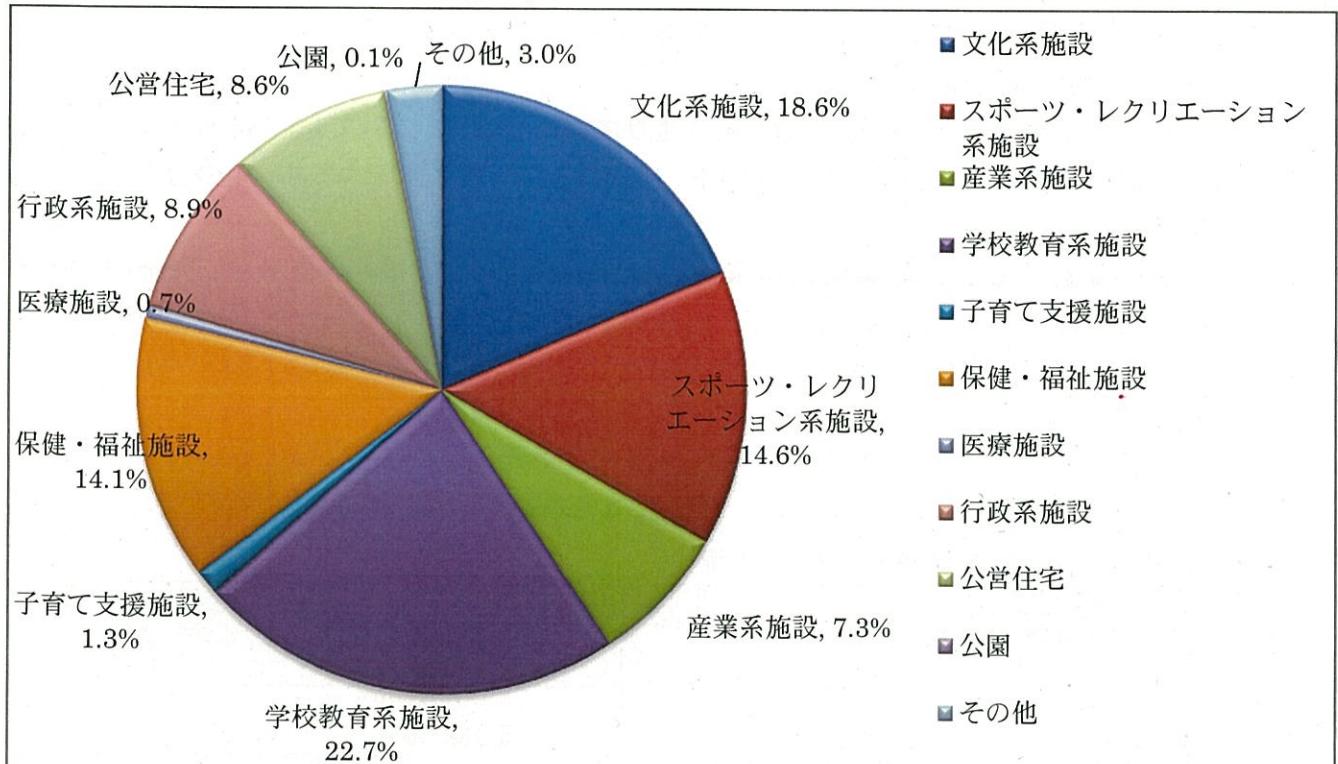
また、村民一人あたりでは 29.3 m²*となっています。

*平成 27 年国勢調査の人口（1,365 人）より一人あたりの面積を算出

◇図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	延床面積 (m ²)	主な施設
文化系施設	集会施設	5,132.96	コミュニティセンター、坂部活性化施設、鳶巣活性化施設、各地区集会施設、老人福祉センター、老人憩いの家等
	文化施設	2,326.60	文化センターなんでも館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1,995.80	村民体育館
	レクリエーション施設・観光施設	3,860.35	龍泉閣、おきよめの郷、おきよめの湯、和知野川キャンプ場、味覚小屋、大河内キャンプ場
産業系施設	産業系施設	2,934.16	地場産業振興施設、清水貸工場、岡本貸工場
学校教育系施設	学校	9,090.30	天龍小学校、中学校、旧向方小学校（どんぐり向方学園）
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	534.54	天龍保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	5,083.09	デイサービスセンター、高齢者生活福祉センター、養護天龍荘、特養天龍荘
	障害福祉施設	550.00	社会就労センター
医療施設	医療施設	262.60	天龍村診療所
行政系施設	庁舎等	3,101.49	役場、南支所、旧支所
	防災施設	444.22	消防団詰所、防災備蓄倉庫
	その他行政系施設	6.30	小水力発電基地、防災行政無線向方中継局
公営住宅	公営住宅	3,444.78	西原公営住宅、村営住宅東原団地ほか
公園	公園	59.78	ニセンジ自然公園、楽園広場
その他	その他	1,188.57	教員住宅、榮町公共施設
合 計		40,015.54	

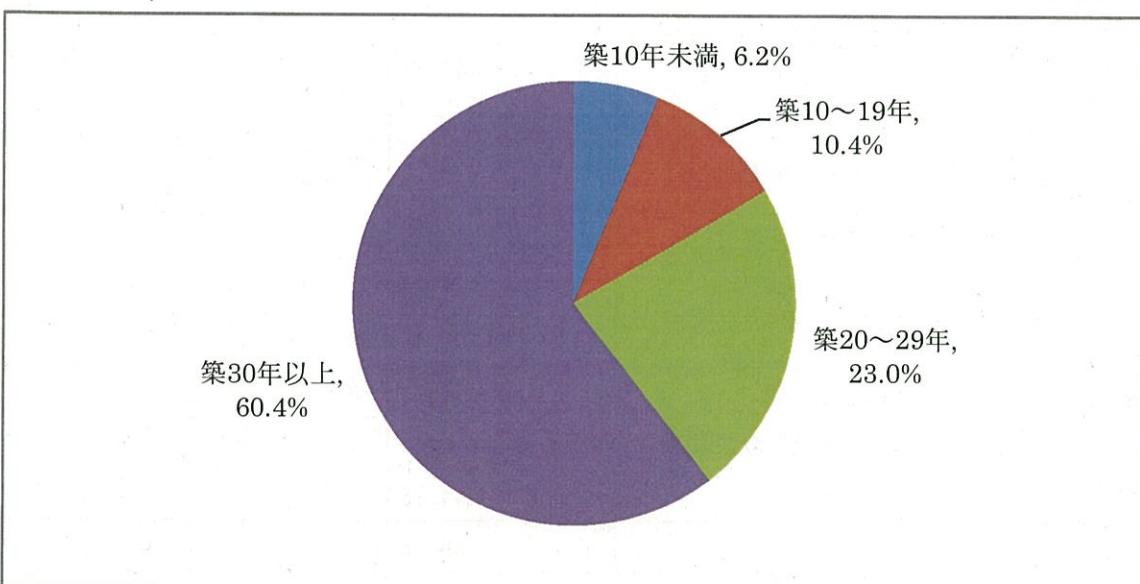
◇図表 4-2 公共建築物の保有状況



(2) 築年別整備状況

昭和 61 年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の 60.4%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 23.0% となることから、今後建て替えや大規模修繕などの更新が必要となっています。

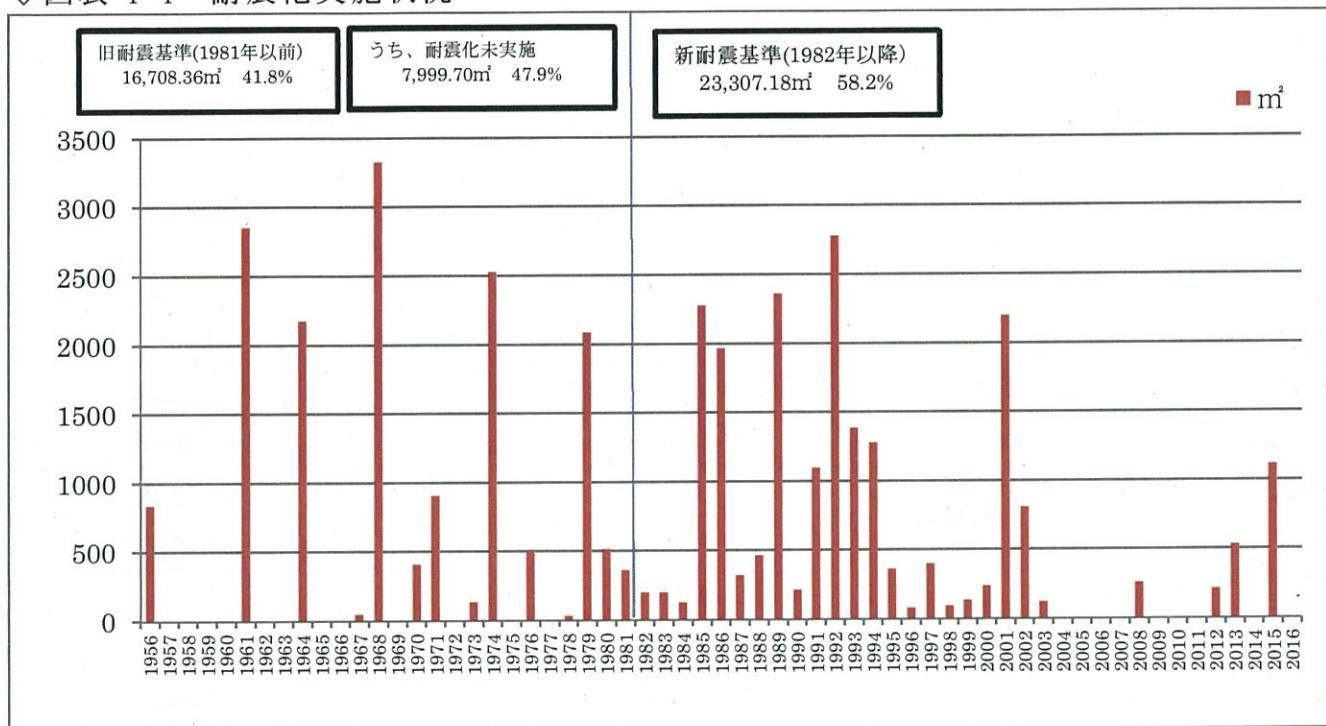
◇図表 4-3 建築年別延床面積の割合



(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の58.2%が新耐震基準による整備、残りの41.8%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設です。そのうち約5割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◇図表 4-4 耐震化実施状況



2 インフラ整備の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。本村の主なインフラ施設は、村道延長が131.0km、橋りょうが141橋、上水管路延長が49.3km、農林道が82.2 km（橋りょう含む）となっています。村が管理する農業水利施設（頭首工）施設はありません。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

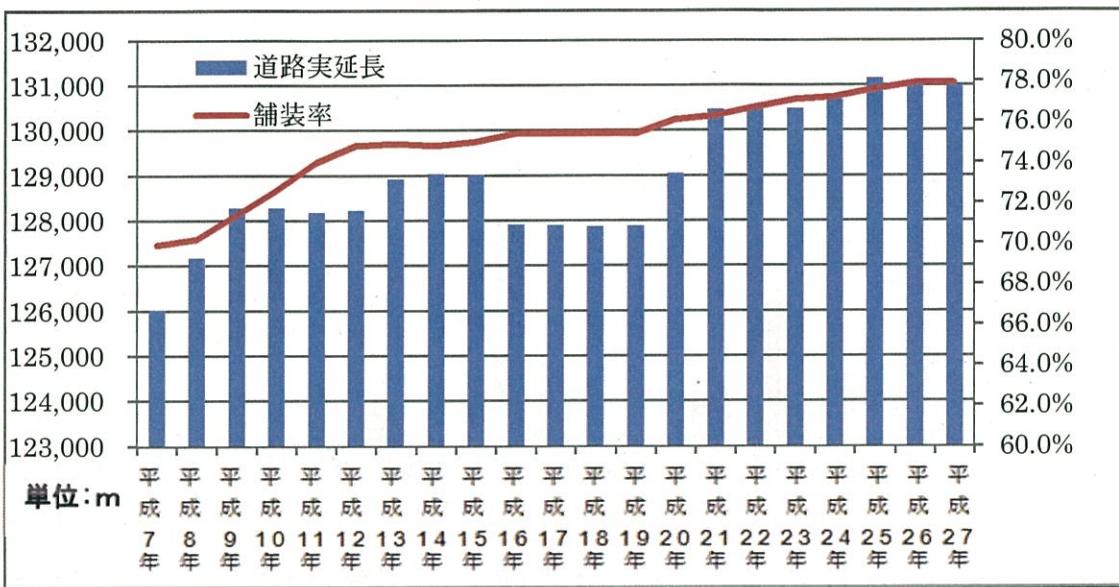
◇図表 4-5 インフラ施設の保有状況

種 別	主な施設	施設数
道路	道路延長	131, 001m
	1級村道延長	12, 287m
	2級村道延長	41, 048m
	その他村道延長	77, 666m
橋りょう	橋りょう数	141 橋
上水道	管路総延長	49, 320m
	導水管	18, 125m
	送水管	3, 929m
	配水管	27, 266m
下水道	管路総延長	15, 308m
	汚水管	15, 308m
農林道・農業水利施設	農林道延長	82, 236m
	農林道橋りょう数（4m以上）	19 橋
	頭首工（水路含む）	なし
	ため池	なし

ア. 道路

平成 27 年の村道の実延長は 131, 001m であり、舗装率は 77.9% となっています。推移については平成 7 年の 126, 002m から 4, 999m (4.0%) 延びています。

◇図表 4-6 道路の年度別整備状況

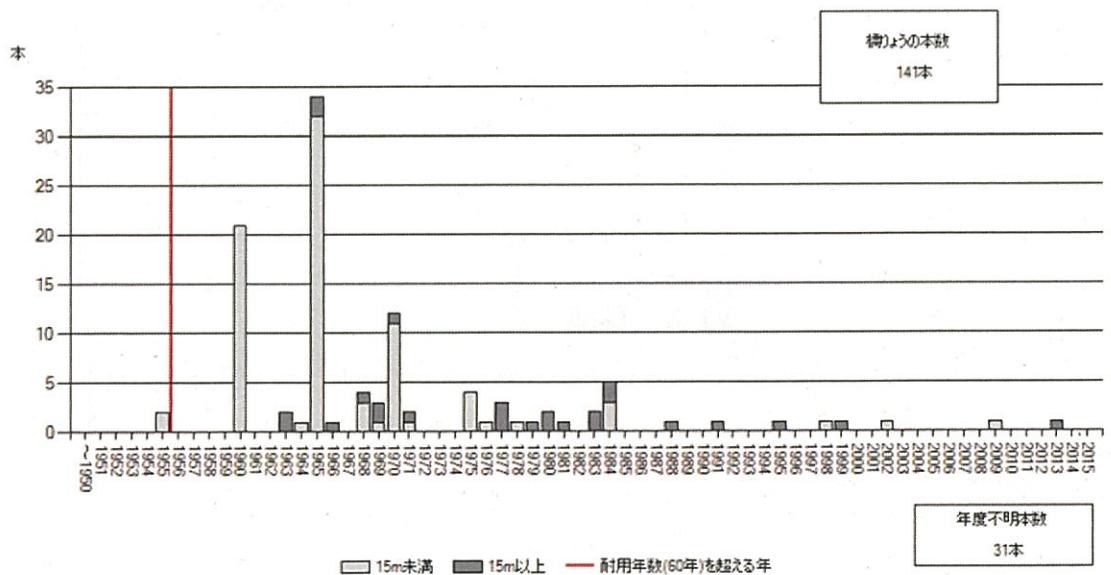


イ. 橋りょう

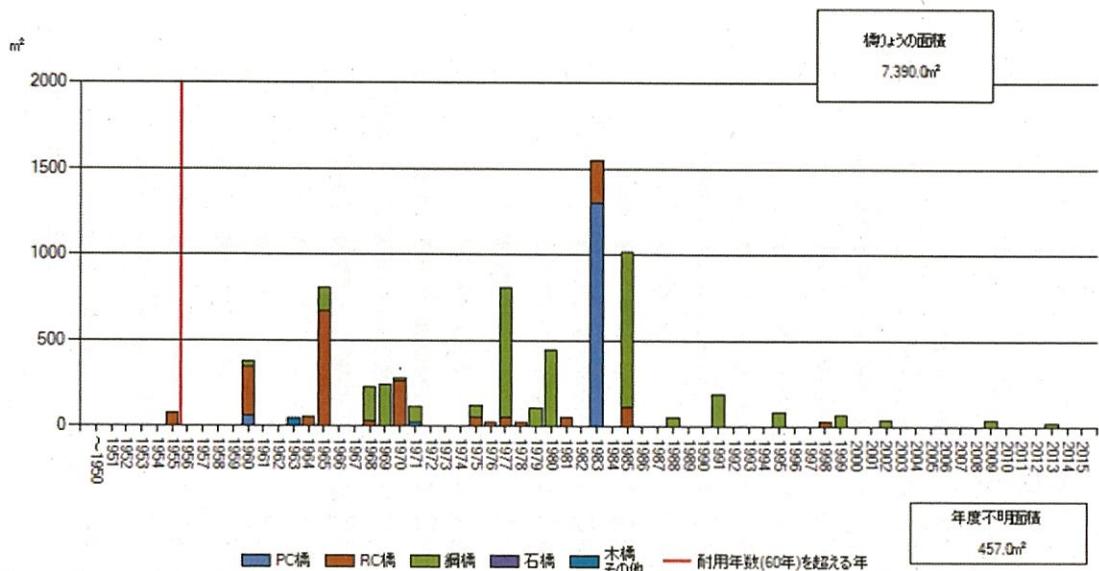
橋りょうについては、供用年数が 51 年（1965 年供用）の橋が 34 橋と多く、耐用年数を超える橋りょうも 2 橋あります。供用年数が 30 年以上の橋りょうは、全橋りょうの 72.3% を占め、年度不明のものを含めると 94% を占めています。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ橋りょうを計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◇図表 4-7 橋りょうの年度別整備数



◇図表 4-8 橋りょうの構造別年度別整備面積



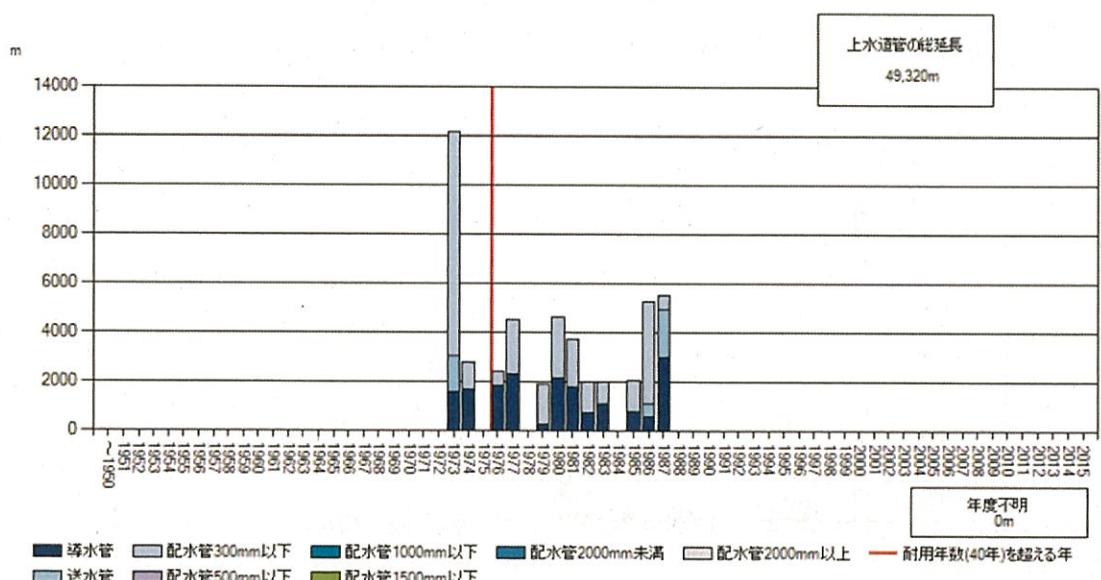
ウ. 上水道

現在、村が管理する水道管の総延長は約49,320mとなっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の約6割を占めています。

水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の40年を経過しているものは全体の2割強ですが、今後10年間では8割近くに達する見込みです。

◇図表 4-9 上水道管の年度別整備状況

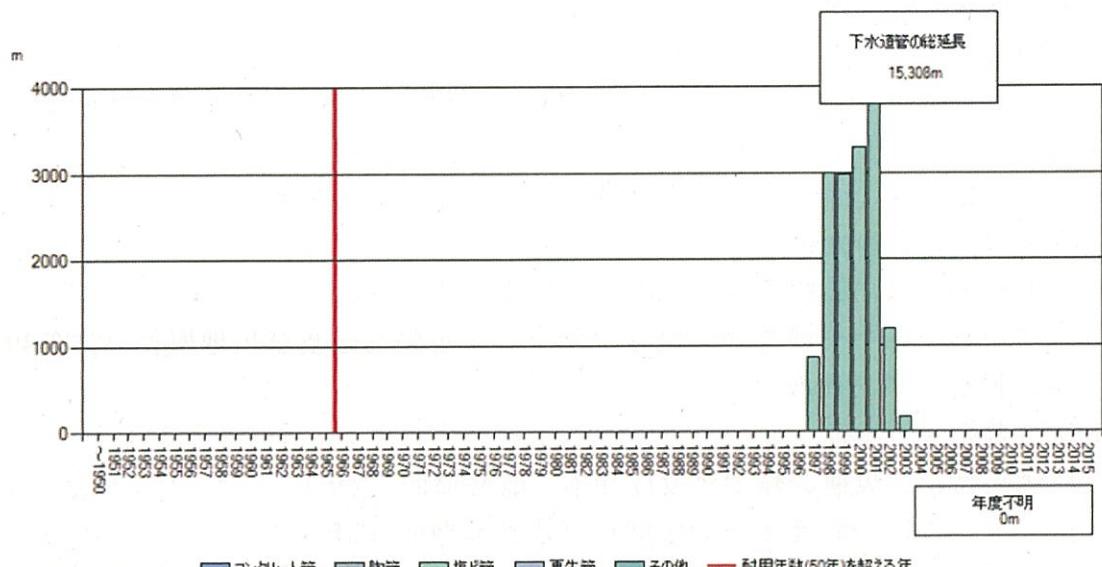


工. 下水道

現在、村が管理する水道管の総延長は約 15,308m となっており、すべて汚水管に分類されます。

水道管の老朽化の状況を見ると、整備開始から 20 年余りしか経過していないこともあり、現在のところ更新年数の 50 年を経過しているものではなく、今後 10 年間で更新年数を迎えるものもありません。

◇図表 4-10 下水道管の年度別整備状況



3 将来の更新費用の推計（試算ソフト活用）

（1）試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、試算ソフトを活用し、今後40年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】大規模改修：建設後30年（改修期間を2年）

建替え：建設後60年（建替え期間を3年）

積み残し：建設時より31年以上50年経過は、今後10年間で均等に行い、51年以上経過は、60年を経た年度に行うと仮定します。60年以上経過は、今後5年間で均等に更新すると仮定します

【道路】15年で舗装部分の更新（打換え）

・舗装の耐用年数10年、舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年と仮定します。

【橋りょう】60年で架け替（法定耐用年数60年）

【上水道管】40年で更新（法定耐用年数40年）

【下水道管】50年で更新（法定耐用年数50年）

◇更新単価

公共建築物		
施設分類	大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設	25万円/m ²	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設、保険・福祉施設、供給処理施設、その他	20万円/m ²	36万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等、公園	17万円/m ²	33万円/m ²

公営住宅		17万円/m ²	28万円/m ²
道路			
一般道路	4,700円/m ²	自動車歩行者道路	2,700円/m ²
橋りょう			
総面積あたり		448千円/m ²	
P C 橋、R C 橋、石橋、その他		425千円/m ²	鋼橋
上水道			
導水管および送水管径		配水管径	
~300mm未満	100千円/m	~150mm以下	97千円/m
300~500mm未満	114千円/m	~200mm以下	100千円/m
500~1000mm未満	115千円/m	~250mm以下	103千円/m
下水道			
管種別延長		管径別延長	
塩ビ管	124千円/m	~250mm以下	61千円/m
		~500mm以下	116千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

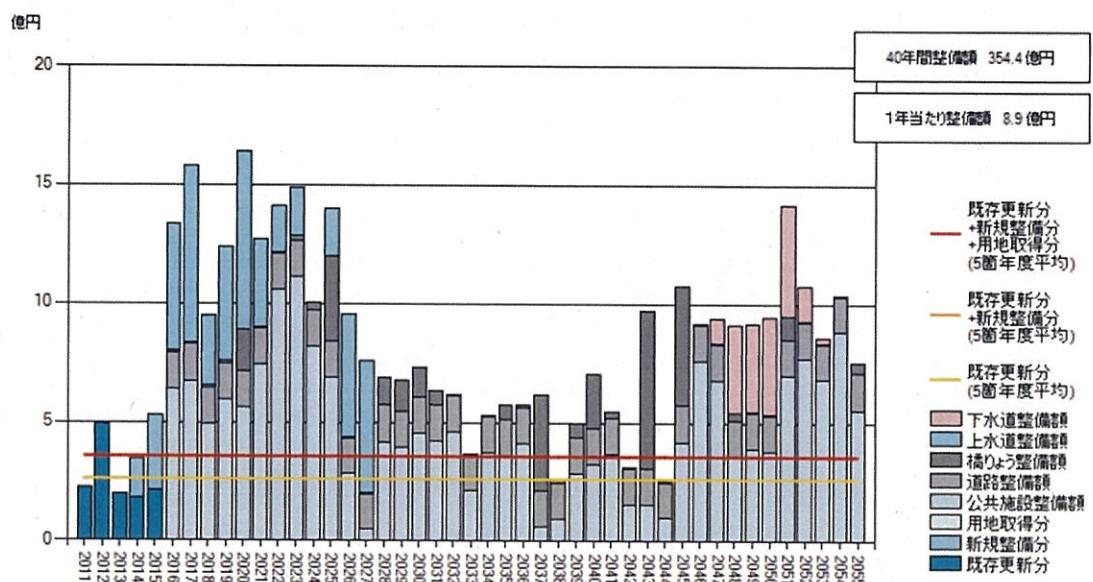
試算ソフトを活用し、今後40年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は40年間で354.4億円、年平均で8.8億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較すると約2.4倍になります。

◇図表 4-11 更新費用の推計

種別	過去5年実績 (単年平均A)	40年累計	40年累計 (単年平均B)	倍率 B/A
公共施設	1.8億円	193.4億円	4.8億円	2.7
インフラ施設	1.8億円	161.0億円	4.0億円	2.3
道路	1.4億円	61.2億円	1.5億円	1.0
橋りょう	0.1億円	32.3億円	0.8億円	5.7
上水道	0.2億円	48.5億円	1.2億円	8.0
下水道	0.0億円	19.0億円	0.5億円	16.7
合計	3.6億円	354.4億円	8.8億円	2.4

注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

◇図表 4-12 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

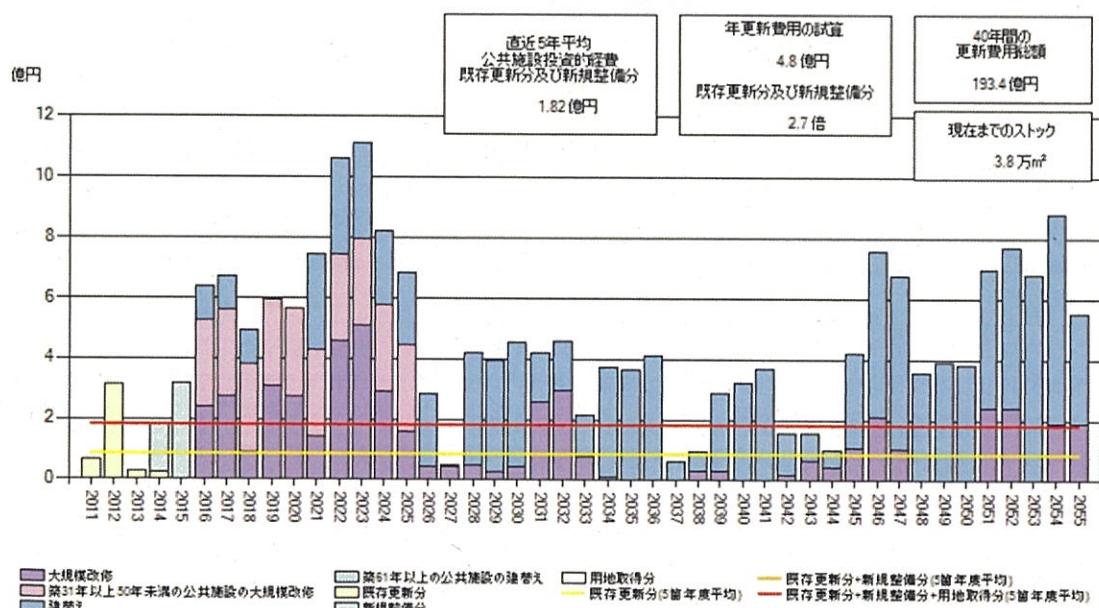


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

公共施設の建物について、今後40年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約193.4億円となります。

今後40年間の年平均では約4.8億円となり、過去5年間の公共施設に係る投資的経費の平均1.82億円の2.7倍の予算が必要となることになりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定されるなか、全ての公共施設を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、困難と考えられます。

◇図 4-13 公共建築物の将来の更新費用の推計

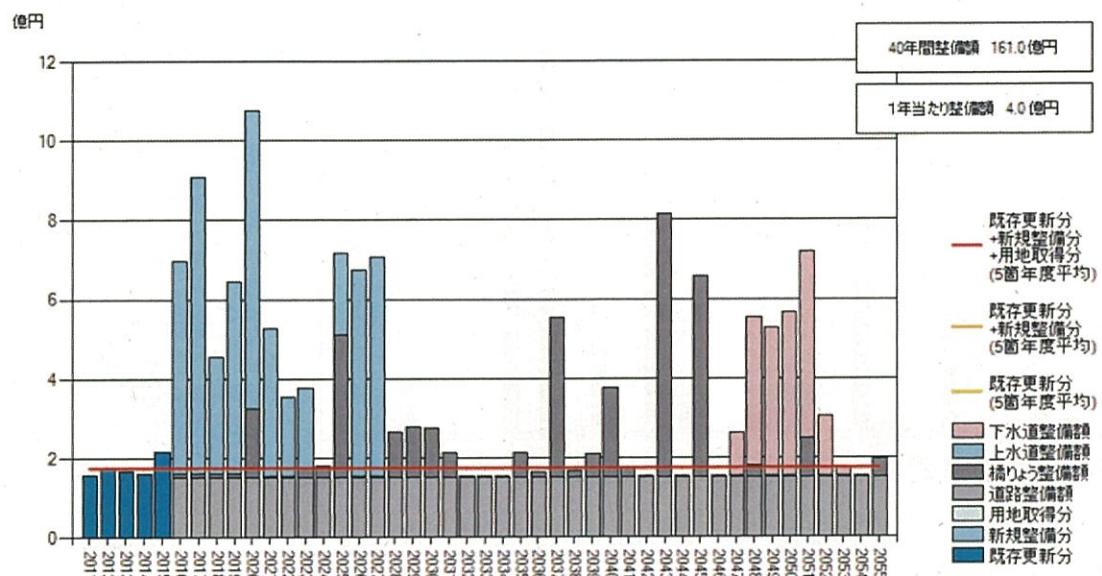


(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後40年間このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に、必要なコストを公共施設と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では40年間で161.0億円、年平均で4億円となり、これまでの投資的経費の2.3倍となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化などが必要となります。

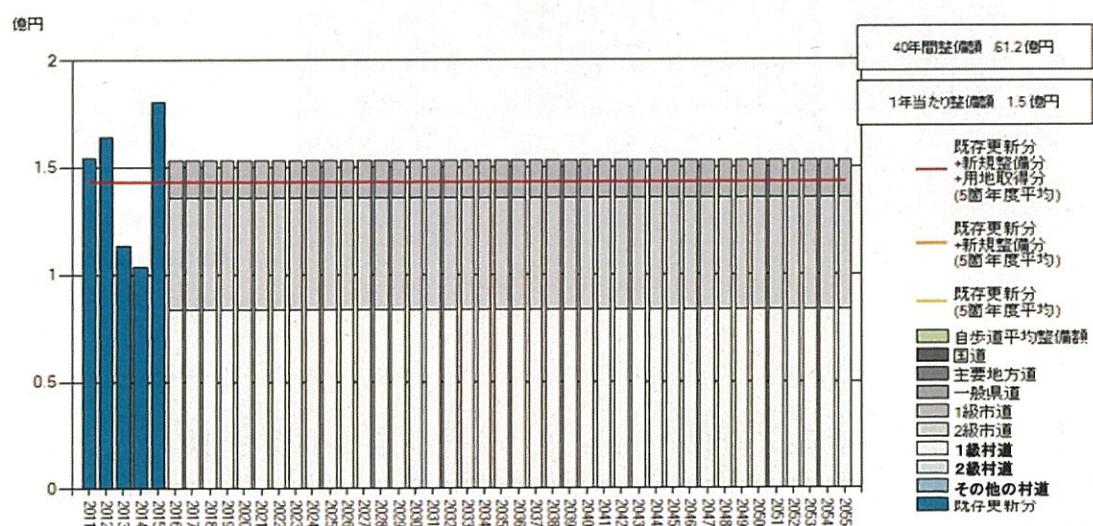
◇図表 4-14 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア 道路

村道面積を更新年数の15年で割った面積約49万m²を、1年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は約61.2億円となり、40年間の平均では年間約1.5億円となります。

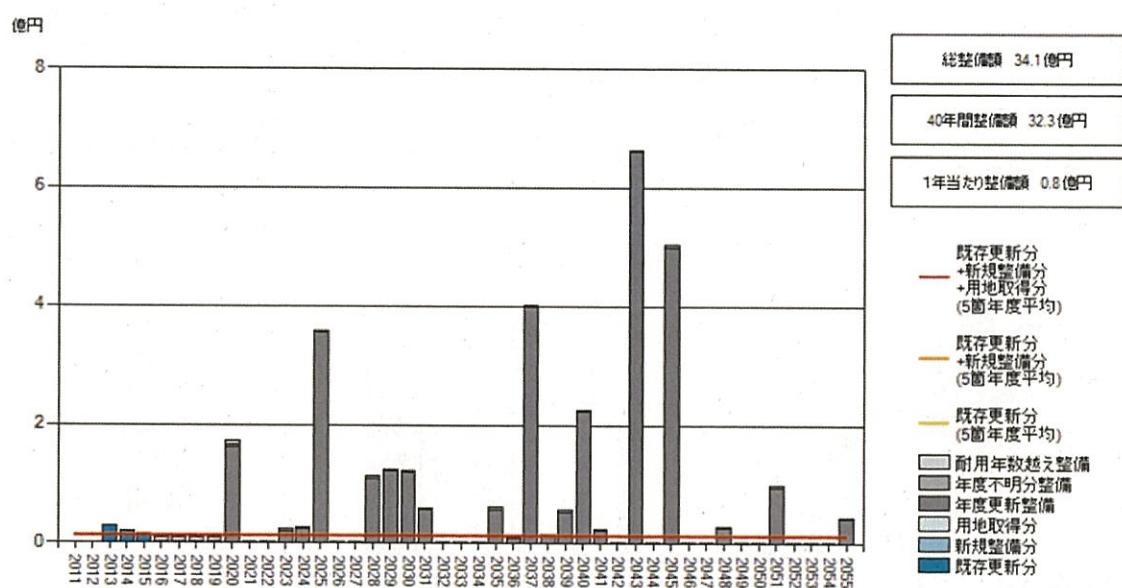
◇図表 4-15 総面積による村道の将来の更新費用の推計



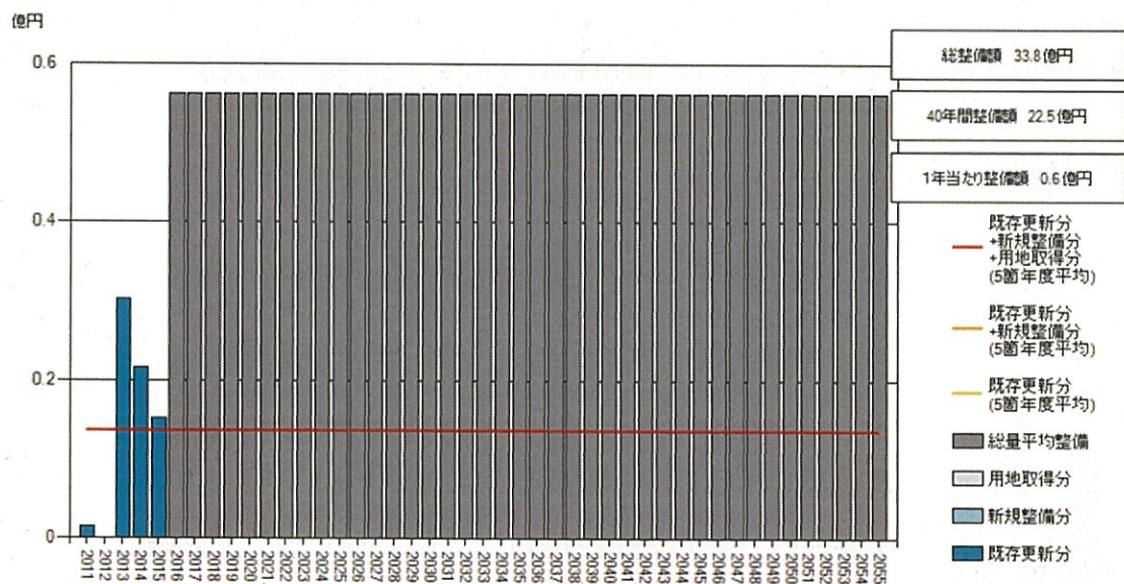
イ 橋りょう

橋りょうの耐用年数を60年と仮定して、今後40年間に必要となる更新（架替え）費用を試算した結果、総額は約34.1億円、40年間の整備額では約32.3億円となり、40年間の平均は年間約0.8億円となります。

◇図表 4-16 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



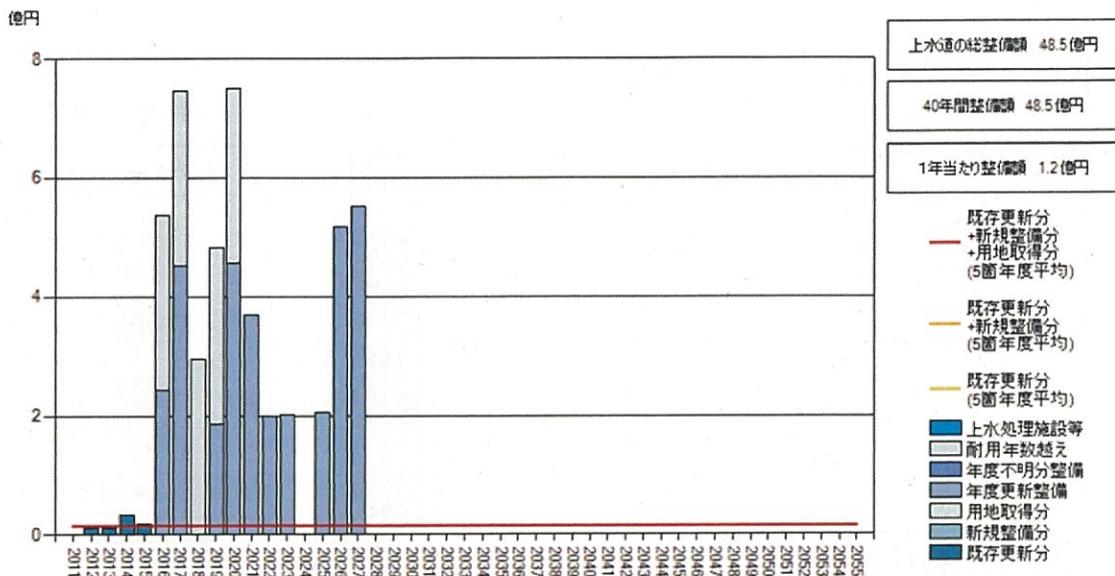
◇図表 4-17 総量平均整備による橋りょうの将来の更新費用の推計（参考）



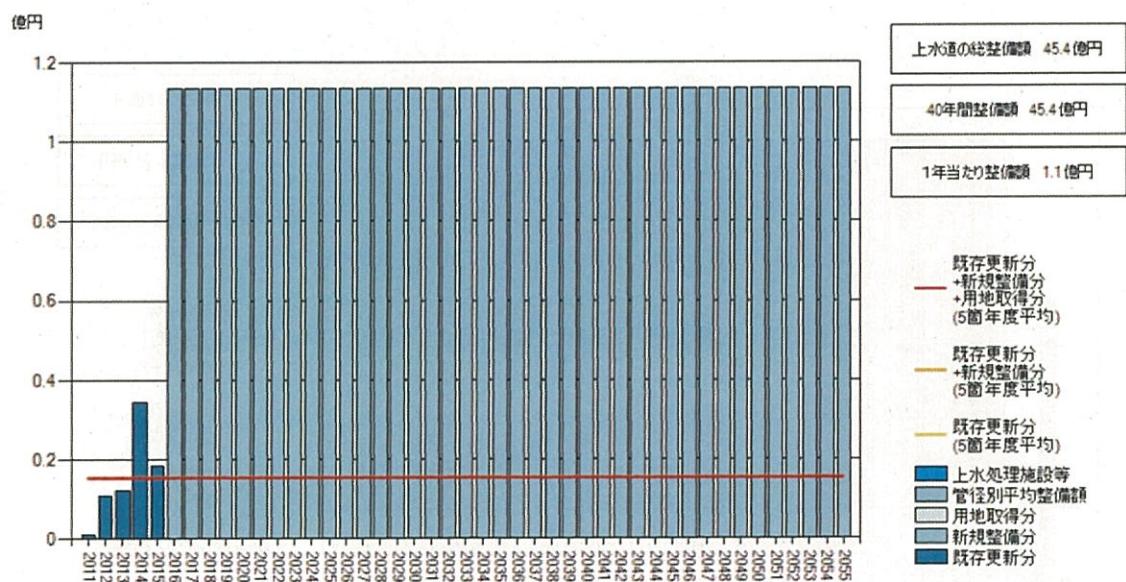
ウ 上水道

村が管理する水道管総延長（約49,320m）について、耐用年数を40年と仮定して、今後40年間の更新（布設替え）費用を試算した結果、総額は約48.5億円、40年間の整備額も同額となり、40年間の平均では年間約1.2億円となります。

◇図表4-18 上水道管の将来の更新費用の推計



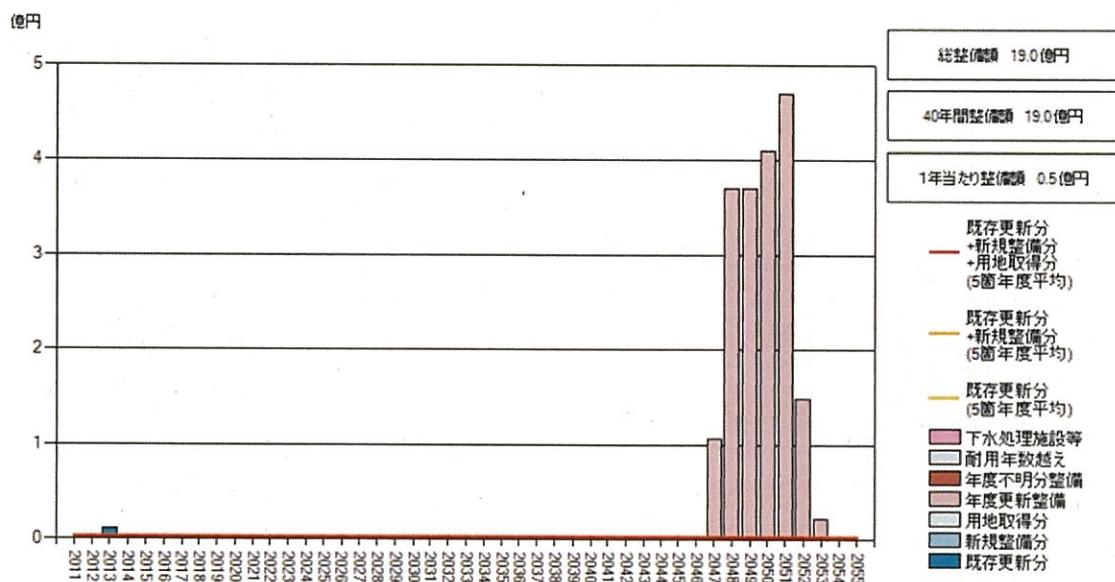
◇図表4-19 総量平均整備による上水道の将来の更新費用の推計（参考）



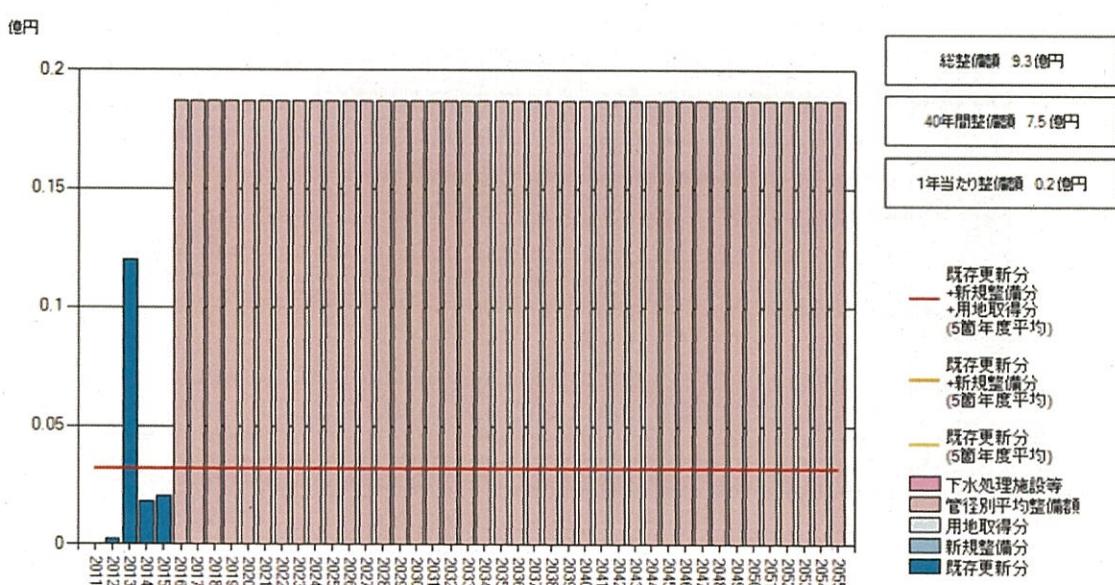
工 下水道

村が管理する下水道管総延長（約 49,320m）について、耐用年数を 50 年と仮定して、今後 40 年間の更新（布設替え）費用を試算した結果、総額は約 19.0 億円、40 年間の整備額も同額となり、40 年間の平均では年間約 0.5 億円となります。

◇図表 4-20 下水道管の将来の更新費用の推計



◇図表 4-21 総量平均整備による下水道の将来の更新費用の推計（参考）



(5) 人口減少による将来負担コスト増

現状の公共建築物の保有面積は約4.0万m²で、村民一人当たり約29m²を保有しており、過去5年間における村民一人当たりの投資的経費は、年平均133,333円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると平成42年には一人当たり495,356円となり、実質的に現行の約3.7倍の負担となる計算になります。

また、インフラ施設においても増加傾向にあり、一人当たりの年間負担は道路で現行の1.5倍、橋りょうでは8.0倍、上水道では11.3倍、下水道では23.5倍の増額が必要となります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新

費用を低減していく必要があります。本村の橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、長寿命化への取組みを始めていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◇図表 4-22 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推計		倍率 B/A	
人 口		平成 27 年 1,365 人		平成 42 年 969 人			
種 別		単年平均		単年平均			
投資的 経費	公共建築物	過去 5 年実績	1 人あたり A	今後 40 年	1 人あたり B		
	道路	1.8 億円	133,333 円	4.8 億円	495,356 円	3.7	
	橋りょう	1.4 億円	104,761 円	1.5 億円	154,799 円	1.5	
	上水道	0.1 億円	10,256 円	0.8 億円	82,559 円	8.0	
	下水道	0.2 億円	10,989 円	1.2 億円	123,839 円	11.3	
合 計		3.6 億円	261,537 円	8.8 億円	908,153 円	3.5	

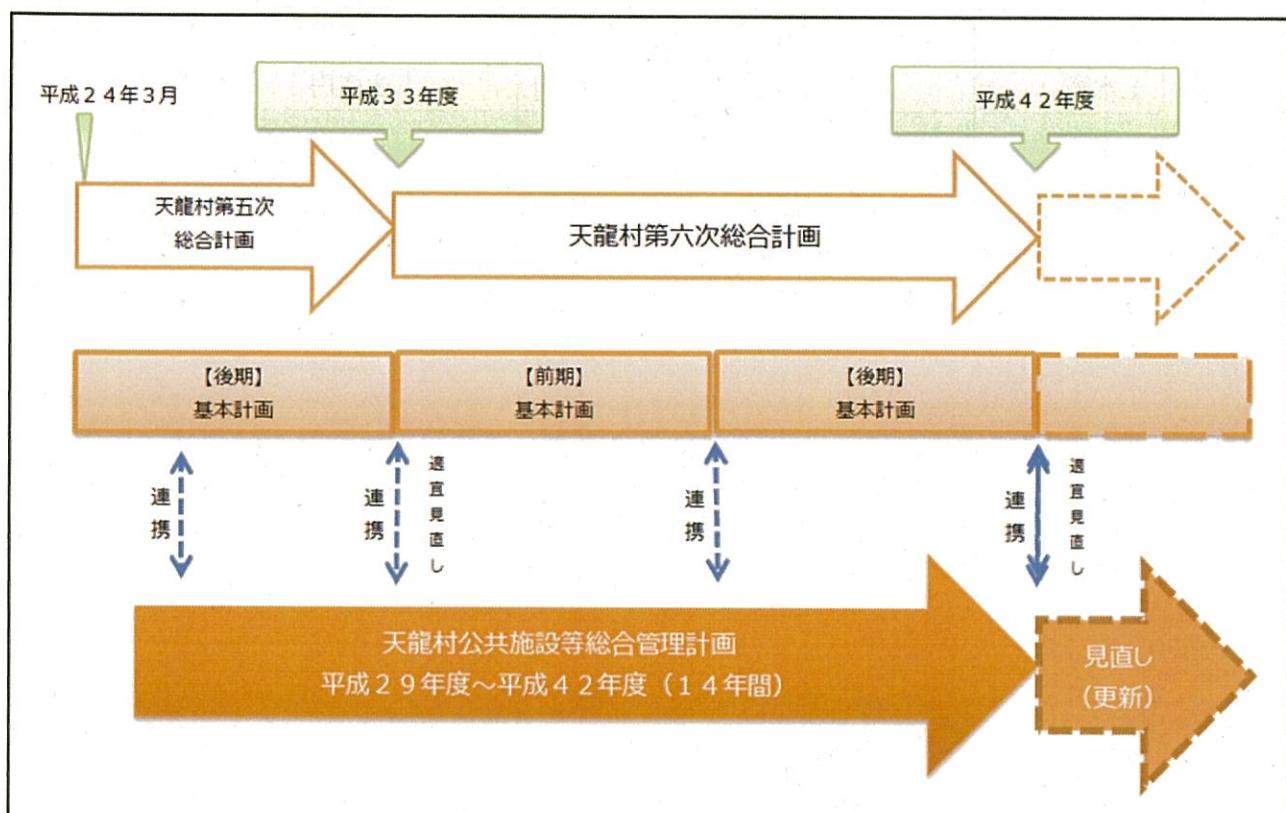
注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

第5 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える平成29年度（2017年度）から平成42年度（2056年度）までの40年間を見通しつつ、上位計画である「天龍村総合計画」などと連動しながら、向こう14年間（平成29年度（2017年度）～平成42年度（2030年度））を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。平成42年度（2030年度）は、10年間を基本的な計画期間とする「天龍村総合計画」の第六次の最終年次にあたることから、本計画においても平成42年度（2030年度）を計画の目安として設定しました。

◇図表 5-1 計画期間（天龍村計画との関係）



2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「天龍村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

3 現状や課題に関する基本認識

【数量の適正性】

人口の減少や少子高齢化の進展、財政状況や予算規模から、現在保有している公共施設の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

【品質の適正性】

公共施設のうち昭和62年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の60.4%、築20～29年が23.0%で、10年後には築30年以上経過する施設が8割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後10年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

【コスト（財務）の適正性】

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設との複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

4 公共施設管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

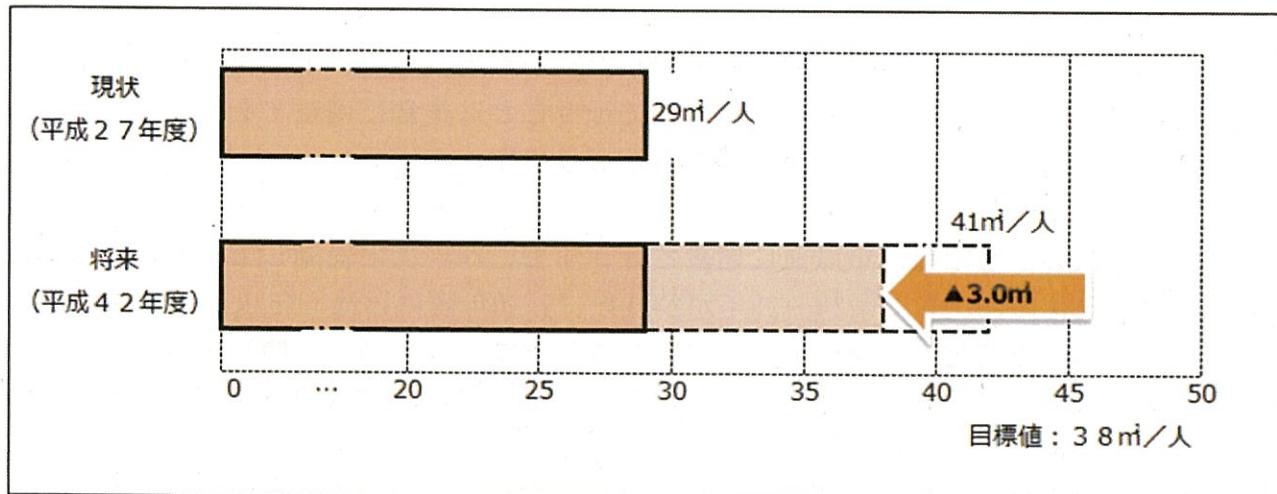
人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。人口1人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量（延床面積）を減らす必要があります。効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を、人口ビジョンによる本村の将来展望人口による、平成47年度の将来人口目標値などを参考に設定することとします。

本村の平成27年度の人口は1,365人（国勢調査確定値）であり、公共建築物の人口1人当たりの延床面積は約29m²となっています。しかし、平成42年度まで今のペースで人口が減少すると、推計人口1人当たりの延床面積は41m²となり、人口1人当たり約12m²の増加となる見込みです。将来的に1人当たりが負担する施設の維持更新費を抑制するため、施設総量（延床面積）を段階的に削減していきます。

具体的には、推計人口1人当たりの延床面積が約12m²増加する見込みであるところ、1人当たり9m²の増加にとどめ、平成42年度における人口1人当たりの延床面積を38m²とすることを目指します。そのため、本村が所有する施設総量（延床面積）を、平成42年度までに約7%縮減することを目指します。

村民1人当たりの延床面積の増加を12m²から9m²へ抑制（増加率25%抑制）
平成42年度までに総延床面積を約7%縮減

◇図表 5-2 村民 1人当たりの延床面積



「人口一人当たりの公共施設延床面積」

38 m^2 (平成 42 年度目標) / 41 m^2 (平成 42 年度推計) - 1 = $\triangle 0.073$ ($\approx 7\%$ 削減)

※人口は計画期間最終年度である平成 42 年の将来人口推計値を使用

(将来人口推計値は、天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの将来展望人口による)

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要がありますが、これまで整備してきたインフラ施設を、計画的に点検、修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

5 公共施設の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を情報として蓄積し次回以降の点検・診断や施設の維持管理・修繕等を含む老朽化対策に活用します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図るとともに、PPP やPFI 活用の可能性についても検討します。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については取り壊しを検討し、取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

(4) 耐震化の実施方針

耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、耐震化率向上を目指し、重点的に対応することとし、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した、計画的かつ重点的な耐震化を推進します。

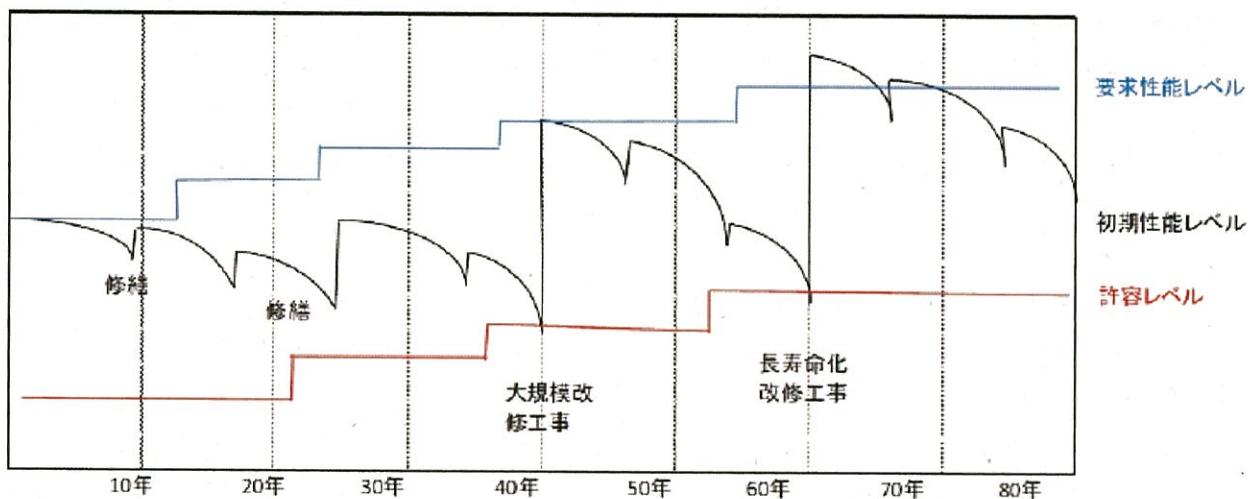
(5) 長寿命化の実施方針

公共施設については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を

行って不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「天龍村橋梁長寿命化委修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◇図表 5-3 長寿命化における経過年数と機能・性能（イメージ）



（6）統合や廃止の推進方針

人口の推移や財政状況を考慮し、公共施設（機能）の集約、廃止、複合化を進めるため全庁的な観点から公共施設の再編を進めていきます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

（7）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「天龍村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提として、所管課をはじめとして財政（予算）等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めています。

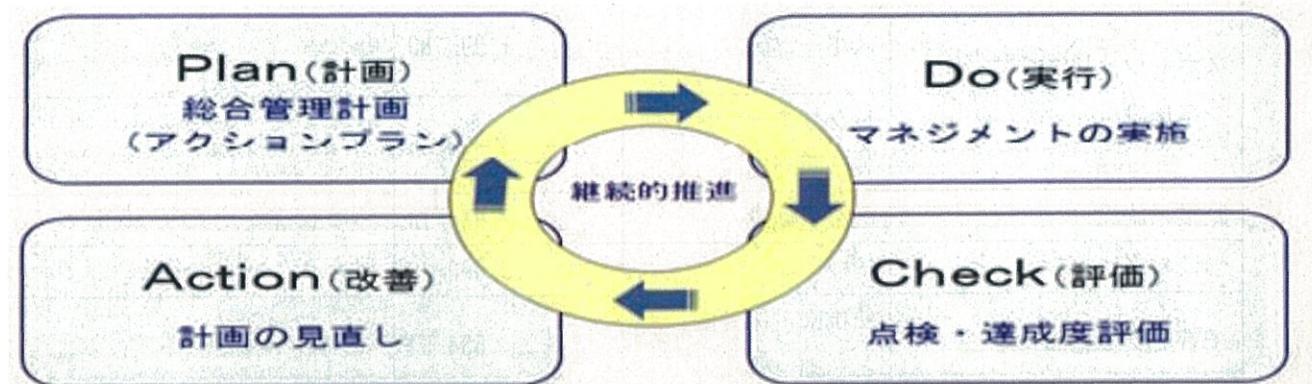
計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 フォローアップの実施方針

「天龍村総合計画」の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、隨時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民への公表を行います。

◆図表 5-4 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル（イメージ）



第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◇図表 6-1 公共建築物の保有状況（再掲）

大分類	中分類	延床面積 (m ²)	主な施設
文化系施設	集会施設	5,132.96	コミュニティセンター、坂部活性化施設、鶯巣活性化施設、各地区集会施設、老人福祉センター、老人憩いの家等
	文化施設	2,326.60	文化センターなんでも館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1,995.80	村民体育館
	レクリエーション施設・観光施設	3,860.35	龍泉閣、おきよめの郷、おきよめの湯、和知野川キャンプ場、味覚小屋、大河内キャンプ場
産業系施設	産業系施設	2,934.16	地場産業振興施設、清水貸工場、岡本貸工場
学校教育系施設	学校	9,090.30	天龍小学校、中学校、旧向方小学校（どんぐり向方学園）
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	534.54	天龍保育所
保険・福祉施設	高齢福祉施設	5,083.09	デイサービスセンター、高齢者生活福祉センター、養護天龍荘、特養天龍荘
	障害福祉施設	550.00	社会就労センター
医療施設	医療施設	262.60	天龍村診療所
行政系施設	庁舎等	3,101.49	役場、南支所、旧支所
	防災施設	444.22	消防団詰所、防災備蓄倉庫
	その他行政系施設	6.30	小水力発電基地、防災行政無線向方中継局
公営住宅	公営住宅	3,444.78	西原公営住宅、村営住宅東原団地ほか
公園	公園	59.78	ニセンジ自然公園、楽園広場
その他	その他	1,188.57	教員住宅、榮町公共施設
合 計		40,015.54	

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、各地域の公民館のほか、コミュニティセンター、文化センターなんでも館などの施設を有しています。

◇図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区分	集会施設	施設数	27 施設	延床面積	5,132.96 m ²
対象施設	大河内多目的集会施設、鶯巣活性化施設、坂部活性化施設、コミュニティセンター、向方老人憩いの家、老人福祉センター、ふれあいプラザ、栄町集会施設ほか各地区にある集会施設				
区分	文化施設	施設数	2 施設	延床面積	2,326.6 m ²
対象施設	福島文化センター、文化センターなんでも館				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

コミュニティセンターおよび文化センターなんでも館は耐震化済み、なんでも館は平成29年度より建物の定期検査を行います。福島文化センターは耐震化未実施です。老朽化が進む施設の延命を図るため、日常の適正な維持管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、点検・修繕等の履歴を蓄積し、延命化対策に活かします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

定期的な点検の結果を踏まえ、劣化が進行する前の軽微な段階で適切な修繕を行う「予防保全」の実施により、施設を良好な状態で保持しながらできる限り長寿命化を図り、修繕費等の削減や財政負担の平準化に努めます。また、更新・改修については、施設の利用状況と今後のあり方を検討し、その必要性を判断します。

指定管理者制度による施設の管理等、施設の設置目的を効率的に達成するための管理手法を検討します。

【安全確保の実施方針】

定期的な点検の結果を踏まえ、危険箇所が発見された場合には、適切な時期及び方法で必要な修繕または改修を行い事故等の未然防止に努めます。

【統合や廃止の推進方針】

村民ニーズの変化を踏まえ、施設の統合（集約化）や機能転換、複合化により、保有総量の圧縮を検討します。

新たな施設の整備が不可欠な場合は、既存施設の統廃合等により施設保有総量の増加を抑制します。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

本村では、スポーツ施設として村民体育館を保有しています。レクリエーション施設・保養施設・産業系施設としては、龍泉閣、おきよめの郷、おきよめの湯、和知野川キャンプ場、味覚小屋、大河内キャンプ場を保有しています。

保有する施設については、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性など勘案して、総量抑制方策を検討します。

◇図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	9 施設	延床面積	3860.35 m ²
対象施設	和知野川キャンプ場、ふれあいステーション龍泉閣等				
区分	スポーツ施設	施設数	1 施設	延床面積	1995.80 m ²
対象施設	村民体育館				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

村民体育館については平成 21 年に耐震化診断を実施済み。その他の施設は新耐震基準により建設された施設です。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

日常的に点検を行い、適正な維持管理により長寿命化を図るとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活用します。また村民体育館については、老朽化や利用頻度の低下のため、耐震化改修を行うか否かを天龍小学校屋内運動場の耐震化を含めて検討するあり方検討委員会を平成 28 年に立上げ今後の方向性を検討します。

【安全確保の実施方針】

点検に基づく修繕においては、利用者の安心・安全に配慮し、危険の除去を優先的に実施します。

【統合や廃止の推進方針】

村民体育館については、老朽化や利用頻度の低下のため、耐震化改修を行うか否かを天龍小学校屋内運動場の耐震化を含めて検討するあり方検討委員会を平成 28 年に立上げ今後の方向性を検討しています。その他施設は現状維持することとし、利用促進に向け対策を検討・実施します。

(3) 産業系施設

本村には、天龍村農畜産物処理加工施設、地場産業振興施設、貸工場（清水、岡本）の4施設を保有しています。各施設とも建設から20年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、各施設の活用状況等を踏まえて、施設の在り方を検討します。

◇図表 6-4 産業系施設の保有状況

産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	4 施設	延床面積	2,934.16 m ²
対象施設	天龍村農畜産物処理加工施設、地場産業振興施設、清水貸工場、岡本貸工場				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

建設から20年（天龍村農畜産物処理加工施設S63、貸工場H5）を超えて、老朽化が進んでいることから、日常の適正な維持管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。また、点検・修繕等の履歴を蓄積し、延命化対策に活かします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

定期的な点検の結果を踏まえ、早期の修繕を行うことで、施設を良好な状態で保持しながらできる限り長寿命化を図り、修繕費等の削減や財政負担の平準化に努めます。また、更新・改修については、施設の利用状況と今後のあり方を検討し、その必要性を判断します。

指定管理者制度による施設の管理等、施設の設置目的を効率的に達成するための管理手法を検討します。

【安全確保の実施方針】

定期的な点検の結果を踏まえ、危険箇所が発見された場合には、適切な時期及び方法で必要な修繕または改修を行い事故等の未然防止に努めます。

【統合や廃止の推進方針】

今後、利用の見込みがない施設については、防犯・防災等の観点から建物の除却について検討します。

新たな施設の整備が不可欠な場合は、既存施設の統廃合等により施設保有総量の増加を抑制します。

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、中学校、小学校、保育所を各1施設およびどんぐり向方学園保有しています。今後も学校教育環境を維持するため、園児・児童・生徒数が減少する中、最適な教育環境について検討する必要があります。

◇図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	3 施設	延床面積	9,090.30 m ²
対象施設	天龍小学校、天龍中学校、旧向方小学校（どんぐり向方学園）				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1 施設	延床面積	534.54 m ²
対象施設	天龍保育所				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

保育所は平成24年に建て替え、施設の耐震化は実施済みです。また、天龍小中学校校舎についても耐震化実施済みです。旧向方小学校については指定管理者であるどんぐり向方学園が点検等を行うこととします。

なお、天龍小学校屋内運動場は耐震化未実施です。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

天龍小中学校については定期点検及び日常点検により修繕が必要な箇所等を検討します。旧向方小学校について、小規模修繕は指定管理者であるどんぐり向方学園が行い、大規模な修繕については村と共に検討して進めることとします。

【安全確保の実施方針】

園児、児童、生徒の安全な環境を維持することを最優先し、必要に応じ施設の改修・修繕を行います。

【統合や廃止の推進方針】

児童生徒数の減少により小中学校の統合や、他町村との統合も含めた統廃合について今後検討していく予定です。

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設4施設、障害福祉施設1施設、医療施設1施設を保有しています。養護天龍荘、特養天龍荘は、建設されてから約30年が経過していることから大規模な修繕が必要になると考えられます。

◇図表6-6 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設・医療施設					
区分	医療施設	施設数	1施設	延床面積	262.60 m ²
対象施設	天龍村診療所				
区分	高齢福祉施設	施設数	4施設	延床面積	5,083.09 m ²
対象施設	特養、養護、デイサービス、高齢者福祉センター				
区分	障害福祉施設	施設数	1施設	延床面積	550.00 m ²
対象施設	天龍村社会就労センター				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

昭和56年以降の建築物のため耐震診断などは不要であるが、築30年経過する建物もあり、建物・設備等の長寿命化を図るために定期的に必要な点検や診断を実施します。

また、点検等の履歴を集積し維持管理や改修・修繕等を含む老朽化対策等に活かします。

診療所についても延命を図るために定期的に必要な点検、診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

高齢福祉施設においての管理運営は指定管理者制度にて天龍村社会福祉協議会へ委託している状況であり、今後もこの運営体制を継続して適正な施設運営を図ってまいります。

ただし、今後は施設の老朽化による大規模な修繕や設備更新を行う必要性が生じており、全てを指定管理者での負担も困難なため、施設整備の必要が生じた際には管理者である村として施設整備等を図っていきます。

【安全確保の実施方針】

施設利用者は高齢者が多く生活住居としての施設でもあるため、入所者が安全かつ安心して生活ができるよう、常に細心の注意を図るとともに事故防止を抑制するために設備環境等の点検を行い、危険度の高いものから修繕等を実施します。また、緊急時の備えとして防災対策の強化を図り、生活環境の安全確保を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

施設入所者の状況については施設ごとの違いがあるが、地域福祉拠点としては重要な施設であり運営の継続性を求められております。当村においては他施設や事業者が無いため、福祉や介護サービスの施設も少なく、近隣の福祉施設等を含めて施設運用を検討していきます。

また、既存の施設内の入居者の状況を鑑みて、空き部屋等の活用方法も今後検討しつつ、施設の維持管理を図ります。

(6) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◇図表6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	2 施設	延床面積	3,101.49 m ²
対象施設	天龍村役場、天龍村役場旧南支所				
区分	防災施設	施設数	14 施設	延床面積	444.22 m ²
対象施設	長野町消防詰所、松島消防詰所、原消防詰所、戸口消防器具倉庫、向方消防詰所、坂部消防詰所、大久那ポンプ車庫、大河内消防器具置場、田村消防詰所、小沢消防詰所、福島消防器具置場、防災備蓄倉庫（ヲトナシ）、松島消防器具倉庫ほか				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

(7) 公営・村営住宅

本村が管理する公営・村営住宅のうち、建設されてから20年以上が経過しているものは、今後10年内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられるため、改修を実施し、住環境の向上を図ります。

◇図表 6-8 公共建築物（村営住宅）の保有状況

公営住宅					
区分	公営住宅	施設数	55 施設	延床面積	3,444.78 m ²
対象施設	西原公営住宅、村営住宅東原団地ほか				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な住宅の供給を推進します。なお、今後10年以内に建築後30年を経過する住宅は、計画的に改修や建替え、廃止を検討します。

(8) その他（公園施設・供給処理施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◇図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

公園					
区分	公園	施設数	2 施設	延床面積	59.78 m ²
対象施設	ニセンジ自然公園等				
区分	その他	施設数	7 施設	延床面積	1,188.57 m ²
対象施設	向方・福島・南下・鶯巣・本町教員住宅、栄町公共施設(貸事務所・倉庫)、鶯巣バス停				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

各教員住宅は昭和56～57年に建設されており、老朽化が問題となっているため定期的な点検を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

日常的に点検を行い、適正な維持管理により長寿命化を図るとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活用します。

【安全確保の実施方針】

点検に基づく修繕においては、居住者、利用者の安心・安全に配慮し、危険の除去を優先的に実施します。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が進み入居率が低い住宅については取り壊しを検討すると共に、計画的な改修、建替を検討する。その他施設は現状を維持することとし、利用促進に向け対策を検討・実施します。

(9) インフラ施設

ア 道路

本村における村道の総延長は約131,001m、舗装率は77.9%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、1ヶ月に1回実施する日常点検（道路パトロール）による異常の早期発見に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ 上水道、下水道

水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本村の水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【耐震化の実施方針】

大規模な地震への対策や、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。